

3 月 1 0 日 (金)

(第 1 日 目)

平成29年第1回南関町議会定例会（第1号）

平成29年3月10日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 請願の委員会付託等について

日程第5 議案第1号 南関町職員の修学部分休業に関する条例及び南関町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第2号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第3号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第4号 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第5号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第6号 平成28年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

日程第11 議案第7号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第12 議案第8号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第13 議案第9号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第14 議案第10号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第11号 平成28年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第16 議案第12号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
(第2号) について
- 日程第17 議案第13号 平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
2号) について
- 日程第18 議案第14号 平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1
号) について
- 日程第19 議案第15号 平成29年度南関町一般会計予算について
- 日程第20 議案第16号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第18号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算につ
いて
- 日程第25 議案第21号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第22号 平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第23号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第28 議案第24号 町道の路線廃止について
- 日程第29 議案第25号 町道の路線認定について
- 日程第30 議案第26号 町道の路線廃止について
- 日程第31 議案第27号 町道の路線認定について
- 日程第32 議案第28号 町道の路線認定について
- 日程第33 一般質問について(2名)
- ① 6番議員 ② 5番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 立山比呂志君 | 2番 杉村博明君 |
| 3番 井下忠俊君 | 4番 立山秀喜君 |
| 5番 境田敏高君 | 6番 打越潤一君 |
| 7番 鶴地仁君 | 8番 田口浩君 |
| 9番 山口純子君 | 10番 本田眞二君 |
| 11番 橋永芳政君 | 12番 酒見喬君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町	長	佐藤安彦君	税務住民課長	赤木二三也君
副町	長	雪野栄二君	福祉課長	北原宏春君
教育	長	大里耕守君	経済課長補佐	東田彰夫君
総務課	長	大木義隆君	建設課長	古澤平君
会計管理者		寺本一誠君	教育課長	島崎演君
まちづくり課	長	坂田浩之君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	深浦正勝君	書記	坂口智美君
--------	-------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成29年第1回南関町議会定例会を開会します。

ここで皆さま方にお知らせですが、経済課長の西田課長のお父様が御不幸でございましたので、今回から東田課長補佐が務めることになりましたので、よろしくお願いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番議員、7番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から3月16日までの7日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月16日までの7日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、熊本県町村議会議長会第67回定期総会についてです。本総会は、去る2月17日、ホテル熊本テルサで開催されました。総会では平成27年度歳入歳出決算の認定を求める件、平成29年度歳入歳出予算の決議を求める件などを承認し、また熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興に対する財政支援と大規模災害対策の確立及び各施策の推進や強化など16項目を決議し、決議に基づく23項目の要望を決定し、総会宣言に採択しました。その内容については、その写しをお手元に配付し、要望内容の詳細資料を事務局に備え付けておりますので、これを

省略します。

報告の第2点は、例月出納検査報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員繁松哲也君、打越潤一君より、平成28年度11月分、12月分、1月分の出納検査結果及び平成28年度第2回定期監査の結果についての報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第3点は、委員会報告についてです。総務産業常任委員会委員長より、委員会研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） おはようございます。委員会の研修視察報告書を読み上げます。

南関町議会議長、酒見喬様。総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

総務産業常任委員会視察研修の概要を下記のとおり報告いたします。

記

1. 研修期間 平成29年2月14日（火）～15日（水）
2. 場 所 宮崎県国富町、都城
3. 出席者 立山秀喜、立山比呂志、橋永芳政、山口純子、杉村博明
随 行 東田経済課長補佐、坂口議会事務局
4. 研修報告

●次世代施設園芸導入加速化支援事業視察

有限会社ジェイエイファームみやざき中央 有馬氏より説明

名 称 宮崎中央地域次世代施設園芸団地運営コンソーシアム

構 成 員 宮崎県、宮崎市、国富町、JA宮崎経済連、富士通等11社

整備概要 低コスト耐候性ハウス4.1ha、種苗供給施設0.7ha
集出荷施設0.4ha

事業費 14億4,300万円（うち補助金8億6,300万円）

目標収量 ピーマン15t/10a きゅうり25t/10a

取り組み 天敵等を活かした減農薬栽培に取組み、環境保全型農業の実践を行っている。

また、9棟あるすべてのハウスに木質バイオマス暖房機を導入し、燃料価格に左右されない経営を実践している。さらに、高度なICT技術を利用し、高生産性の栽培管理システムを展開し、次世代農業者の育成にも及んでいる。

本町とは地形、気候等において多少異なるが、この事業を関係

者で多面的に分析し、本町にどのように生かすことができるか、様々な視点をもとに、今後の振興と結びつけた取り組みとなるよう、参考にしていきたい。

●新規就農研修事業

有限会社ジェイエイファームみやざき中央 有馬氏より説明

本事業は、JA宮崎中央の委託を受けて（有）ジェイエイファームみやざき中央が実施している。

新規就農者を年間10名程度募集し、14棟（1.6ha）のハウスでキュウリ・トマト・ピーマン等の作付け研修を行っている。研修生の募集、選考、決定に関しては、改善を加えながらより良い方法を模索している。また、研修生に対しては、指導・支援はもちろん、研修終了後は独立から独立後まで様々な課題を乗り越えていけるような支援システムとなっている。

研修生の心得が作業場に大きく掲示されていた。その内容は、新規就農者に対し、農業を習得するためには、強く固い意志と意欲が必要であるという熱い思いが込められていた。研修生は県内だけでなく県外からの希望者もあり、事業への理解が広がりを見せ、現在に至るような大規模な事業へと変容してきた様子が伺えた。

●都城6次産業化新商品

道の駅都城では、「都城6次産業化商品」コーナーが設置され、販売されている。

都城ゴボウみそ等、数十種類陳列されていた。特に印象的だったのは、パッケージが田舎風であったり、鮮やかなフリーズドライ製品等があり、消費者を引き付ける工夫があちこちにされていることだった。また、健康茶の種類も多かった。健康志向の幅広い年齢層に受け入れられそうだと感じた。

このような商品を参考に、本町ならではオリジナル商品の開発に取り組んでいきたい。

以上です。

-----○-----

日程第4 請願の委員会付託等について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、請願の委員会付託等についてです。

閉会中に受理した請願は、お手元に配りました請願書の写しのとおり、1件を所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

平成29年第1回南関町議会定例会の開会にあたり、平成28年度補正予算案、平成29年度当初予算案、その他諸議案の御審議をお願いいたしますとともに、施政方針を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

まず、年末の最後の最後に、本町において、県内2例目となる高病原性鳥インフルエンザが発生し、鶏9万羽余りを殺処分し、様々な防疫措置を行いました。想定されていた最短ペースである1月21日午前0時を上回る19日午前0時に終息宣言が出されたことにより、移動制限区域が解除されることとなりました。

町では、南関町鳥インフルエンザ防疫対策本部を立ち上げ、3回の対策本部会議を開催し、事態への対応、情報の共有等を図ったところであります。関係者の皆様の御理解と御協力があり、早期解決に繋がったものであると、心からお礼を申し上げます。

あらかじめ、対策マニュアルを作成し職員研修を実施していたものの、改めて初動の重要性を認識させられました。今後も、早期の解決に向けて県との連携も含め、さらに徹底した危機管理体制を整えて対応をしていきたいと考えております。

さて、昨今の国の動向を見ますと、2017年度の予算案では、歳出規模が5年連続で過去最大を更新している中で、年々縮減状況にはありますが、依然として国債依存度は35%と、借金漬けの状態であり、財政健全化の指標としている基礎的財政収支（プライマリーバランス）の将来試算も悪化しております。

安倍首相は、17年度予算案を経済再生と財政健全化の両立を実施する予算とし、成長と分配の好循環を強化するものとされておりますが、政府目標の達成はきわめて厳しい状況にあり、このことによる地方への影響がどうなるかが一番心配であります。

また、関係国との協議が続けられてきたTPPの問題も、トランプアメリカ大統領の就任により、完全に方向転換がされたために、今後は2国間協議などの動きも想定される中で、以前に増して厳しい交渉になると予想されます。

既に、自動車産業をはじめとする製造業においても、アメリカへの工場建設による雇用創出を要望されており、多くの企業を巻き込むことにもなりますので、景気が減速することがないような国の対応を期待するところでもあります。

国においては、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のための施策が続けられており、まち・ひと・しごと創生事業費は、引き続き1兆円が確保されることとなりますが、地方が輝くまでには至っておらず、地方が将来に向けた力を発揮するためには、国のさらなる支援が必要であります。

南関町においても、南関町人口ビジョン及び南関町まち・ひと・しごと創生総合

戦略を中心に、将来に活かせるような様々な事業を引き続き展開することにより、町全体の活性化に繋げていかなければならないと考えております。

また、南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、各事業の検証及び見直しを行うため、検証委員会を設置し、2060年の将来人口展望7,500人の達成に向けた検証委員会を開催しており、今後も、本委員会において事業の進捗管理を行い、見直しの必要性や目的に合った事業の遂行が行われているかを検証していただくこととしております。

都市部を除く全国の自治体で人口減少が進行する中で、町の継続的な発展のためには、行財政改革による無駄の排除、さらなる自主財源の確保に努めなければなりません。特に、平成29年度は国全体の地方交付税配分の減額が予想されるため、柔軟に対応できる財政構造を構築し、中・長期的な計画を見据えた事業の展開が必要となります。

このような厳しい状況の中にあつてこそ、地域住民の皆様方が安全・安心で、心豊かに暮らせるような質の高い行政運営を行っていくことが望まれており、信頼される自治体として、分権時代にふさわしい質の高い行政サービスを提供していかなければならないと考えております。

本年度は、熊本地震後の復興に向けた国・県の動き等も含めて、柔軟かつ弾力的に対応しつつも、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう事業を推進するとともに、地域住民の皆様の安全・安心な生活の確保と住民福祉の向上に努めてまいります。

そこで、今回御提案申し上げます平成29年度一般会計予算でございますが、歳出全般にわたり細部までの検討を行い、経営の効率化、コストの削減を念頭におきながら、歳出の抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果を重視し、重要政策課題に重点をおいた編成を行ったところでございます。

平成29年度南関町一般会計予算の総額は56億3,840万1,000円で、昨年度と比較しますと、2億8,031万7,000円の減額で、4.7%のマイナスとなっております。減額となりました主な要因は、土木費、道路橋梁費の事業の優先順位を検討した結果の減によるものであります。

その他の議案の提出については、条例等の一部を改正する条例の制定が5件、平成28年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が9件、平成29年度の各特別会計の予算が7件、業務委託変更契約の締結についてが1件、町道の路線認定が3件、同じく廃止が2件を提案しています。

御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

それでは、平成29年度の主要な施策について申し上げます。

まず、総務課関係では、今後一層の事務の効率化・合理化を図るとともに、職員の研修等を強化し、住民から信頼される職員となるべく、資質向上に努めます。また、人事交流等も含めた職員の能力向上及び組織力の向上にも努めてまいりたいと考えております。

区長制度については、小規模行政区の再編・統合を図るとともに、当該地域に在住のすべての住民を区民とし、自主防災組織の活動強化など、地域が一体となった組織を目指し、将来的には全世帯の自治会加入を目標にしたいと考えております。

また、町職員による地域づくり応援職員制度を定着させ、行政への住民参加と、公共的活動への参加の協力体制の実現を図ります。

公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の早急な再編計画の策定と推進を図り、資産の有効活用と整理に努めます。

人事評価制度については、28年度から本格的な実施となりましたが、職員の人材育成に係る意識改革を行うことを目的とした人事評価を行い、職場全体の総合力の向上にも繋げたいと考えております。

ふるさと応援寄附金については、ふるさと応援団との連携を図りながら、全国の南関町を応援してくださる方々に情報発信を強化し、さらなる寄附金の増加を目指します。

次に、まちづくり課関係では、昨年4月より、第2期住んでよかったプロジェクト推進事業として、子どもインフルエンザ予防接種の助成、私の公約の一つでもありましたファミリー・サポートセンター事業の開始、家庭内保育世帯へ応援金の支給など4事業を加え、これまで取り組んでいた事業も含め18事業を新たにスタートさせましたので、さらなる子育て支援、定住対策を図っていくこととします。

転入希望者からの要望が多い空き家バンク事業も、区長さんをはじめ、関係者との調整を積極的に行い、受け入れ態勢の強化を図ります。

また、現在、地域おこし協力隊員を2名募集しており、外部からの目で南関町を見ていただき、新しい取り組みの企画立案を通して、地域活性化のための情報発信、農林産物等の活用研究、商品開発等を担当していただき、さらには本町に定着し、地域の要となっていきたいと考えております。

グリーンヒル二城の分譲については、現在、16区画中6区画の契約を締結し、残り10区画の契約に向けて、町外にお住まいの方や町内外企業等にも幅広いPRを行い、早期分譲ができるように努めてまいります。

一昨年の10月から試験運行しております予約型乗り合いタクシー事業については、現在、利用登録者が1,300人を超え、利用者も1日平均30人ほどとなっており、月を追うごとに増加しております。本年4月からは、地域公共交通協議会

の承認を受け本格運行することとしており、交通弱者のさらなる利便性の向上を大いに期待しているところです。このことから、既存の公共交通のあり方についても、住民の皆様の声を聴きながら、総合的に検討していきたいと考えております。

平成28年度は、国の地方創生加速化交付金を活用し、物産振興会を設立して、ふるさと応援団事業に取り組みました。事業の成果としては、本町の特産品や農林産物等を広くPRすることができ、ふるさと応援寄附金も全国から予想を上回る多くの寄附が寄せられて、この寄附金を旧石井邸の保存整備事業に活用させていただくこととしております。

また、地方創生拠点整備交付金も本年2月に交付決定の内示を受け、29年度へ繰り越して加工品開発センターを建設することにしており、多くの関係者に活用していただき、地域資源を活用した新商品や新たな特産品の開発等の展開を期待しております。

昨年8月には、玉名市を中心市として、玉東町、和水町、南関町が、それぞれ議会の議決を経て、玉名市との玉名圏域定住自立圏形成協定を締結しました。本年度は、共生ビジョンを基に各分科会が動き出すことになり、各分野での連携事業がスタートしますので、先に連携しておりました有明圏域定住自立圏とともに、地域の活性化及び住民の利便性の向上に向け推進を図ってまいります。

庁舎等の建設については、27年度に庁舎等検討委員会から建設候補地について、南関高校跡地を第一候補地とする提言をいただき、28年度には、庁舎等の建設に向けた庁舎等建設委員会を設置しました。本年3月に基本構想を策定し、本年度中に基本計画及び基本設計を策定することとしております。計画の内容としては、庁舎等を含めたコンパクトシティの形成を図り、町民の皆様に喜んでいただける利便性に優れた施設整備を進めていきたいと考えております。

企業立地等の動きについては、平成27年度に調印した既立地企業の工場増設に係る4社のうち、富士ダイス(株)熊本製造所、(株)荏原製作所精密・熊本工場の2社が既に竣工式が行われ、エイティール九州(株)は、建屋の完成後に設備を投入される計画であり、FWAVE(株)については、当初計画よりも拡張した工場建設を6月頃から進められる計画となっております。また、28年度に工場移転に係る調印を行いました(株)橋本製菓も本年6月竣工に向けて新工場の建設が着々と進んでおります。さらに、議員の皆様、町民の皆様にも御心配をお掛けしておりましたバンブーフロンティア(株)、バンブーマテリアル(株)については、本年11月操業開始に向けて準備が進められており、3月20日に起工式が計画されており、バンブーエナジー(株)は平成30年11月操業に向け準備が進められております。

本事業により、荒廃竹林の整備や雇用の創出拡大等に期待をしているところであり、引き続き、庁内の横断的連携により、企業と竹林所有者との調整・協議等の支援を行いたいと考えております。今後も、さらなる企業の誘致、既立地企業の増設を促進するとともに、立地企業の支援に努めてまいります。

次に、税務住民課関係では、自主財源の根幹となる町税の確保を図るため、申告、納税の啓発を強化するとともに、公平性の視点から滞納者に対して実態調査の実施と捜査・差押えの強化及び県との併任徴収委託契約を継続し、併せて合同公売会、不動産公売会、インターネット公売を実施し、滞納者への徴収強化及び収納率向上に努めます。

町の環境美化に向けては、南関町環境美化に関する条例を制定し、地域環境美化促進計画に基づいて、清潔で美しい町づくりを目指して、住民の協力により美化活動を全町で実施しているところであります。また、ゴミ減量化に向けた取り組みとして3Rを徹底し、循環型社会の構築に向けた環境美化意識の高揚を図るための総合的な啓発活動を行ってまいります。

さらに、温室効果ガスの排出抑制のための措置として、平成28年7月1日に熊本県では初めて、地球温暖化対策を目的に国が推進する運動であるクールチョイスへの賛同を宣言しましたので、温暖化防止に向けて、より一層の取り組みを推進します。

次に、福祉課関係では、平成28年度に策定した南関町地域福祉計画に基づき、「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を基本理念に、高齢者・障がい者支援等の各種福祉施策に取り組むとともに、人権啓発の推進に努めてまいります。

子育て支援関係では、前年度から開始しましたファミリーサポートセンター事業の利用促進、子育ての包括的な支援を行うための子育て世代包括支援センター事業の開設など、さらなる支援の充実を図ってまいります。

介護保険事業では、平成29年4月から新しい総合事業が始まりますので、円滑に事業を移行し、予定しています地域密着型介護施設1カ所の整備や、これまで取り組んできています介護予防事業の強化を地域包括センターと連携しながら進めてまいります。

国民健康保険は、平成30年4月からの新制度施行、県による財政運営への移行に向け、町として必要となります関係例規の整備、財政の健全化等に取り組み、準備を進めます。また、保健センターとともに、保健事業の充実を含め、疾病の早期発見、治療に繋がる各種検診の受診勧奨等による健康づくりの推進に努めます。

次に、経済課関係ですが、本町の基幹産業であります農業は、就農者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、依然厳しい状況にあります。このような中、

引き続き圃場整備を推進することにより、農地の集約や営農組織の設立に繋げ、コスト削減を図りながら、担い手農家の確保、農業所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、有害鳥獣対策につきましては、防護柵の設置補助等を行いながら、農業者の狩猟免許の取得及び猟友会への加入促進等組織強化の支援を行ってまいります。

町特産品や農産物の販路拡大については、南関町ふるさと応援団との連携により、ふるさと納税の返礼品が全国各地に発送され、南関町のPRに一役買っており、また、農業者や商業者の所得向上にも繋がり、今後も意欲的な生産活動を期待しているところであります。

先日開催されました陶器・梅まつりは、天候にも恵まれ、町内はもとより、町外からの集客があり、賑やかなまつりとなりましたことは、実行委員各位の御尽力によるものと感謝いたしております。

今後につきましても、ふるさと関所まつりとともに、イベント内容を検討しながら、大牟田市、玉名市を中心市とする定住自立圏の構成市町及び長崎県島原市等と広域連携を強化し、PR活動や相互出店を図り、観光客の誘致に努めます。

旧石井邸（白秋生家）の保存整備については、本年度にヘリテージマネージャーに古民家再生のための調査・助言をいただくようにしており、ふるさと納税の状況を見ながら、文化遺産を活かした観光振興や地域活性化に向けた整備の方法等を検討していきたいと考えております。

次に、建設課関係ですが、まず道路、橋梁等の維持管理で、町道の舗装については、維持管理修繕計画に基づき、北辺田・野田線等の修繕工事を行い、橋梁については、長寿命化修繕計画により、賢木細永地区の第一庄寺橋の補修工事を行うこととしております。

トンネルについては、松風トンネル坑口の補修工事を行う計画としております。

町道改良工事等については、本年度は、町道米田～鬼王線のエコアくまもとから町道鬼王・大場線までの新設改良工事を完了させ、次期予定である臼間工区の測量設計を行い、その他、町道関村～田原線、米田～大場線、小原～馬立線、草村～高久野線、野中～出登線についても継続して工事を行う計画であります。

また、下水道事業については、今年度、乙丸地区の管工事を行うこととしております。

県工事としては、関川の河川改修に伴う八重丸堰の撤去、県道大牟田・南関線の用地取得、北開地区の急傾斜対策事業をはじめ、国・県道の歩道整備や改良事業に取り組む計画であります。

最後に、教育課関係では、未来を担う子どもたちの教育環境整備の一環として、

平成27年度中学校、平成28年度小学校4校の各教室にエアコンを設置したところですが、本年度は、施設の安全性を図るため、一小及び二小の屋内運動場のつり天井工事に取り組むこととしております。両校の施設とも、災害時には避難所として指定されていますので、改修により安全性をさらに高めたいと考えております。

幼児英語教育事業については、グローバル社会の進展の中で、英語の重要性がますます高まっており、幼児期から英語に親しむことにより、小学校・中学校における英語教育の一貫した指導システムの構築、英語教育全体の抜本的充実のための施策を講じることとしています。

町の宝である子どもたちの豊かな成長のためには、地域社会総掛かりでの教育の実現が不可欠であります。そこで、地域とともにある学校づくりが必要となることから、本年度はその核となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入促進を図ってまいりたいと考えております。

また、スポーツ関係として、5月20日(土)、21日(日)には、第11回全国スポーツクラブ会議 in 熊本なんかんがセキアヒルズで開催されます。鈴木大地スポーツ庁長官の出席も既に決定しております。この催しを機に、町のスポーツ推進のさらなる発展と、町民の健康増進活動に繋げていきたいと考えております。なお、当日は、全国から800名を超える参加者が見込まれており、南関町の情報を全国発信させたいと考えています。

また、地域住民の皆様方の御意見や御要望を伺うための地域懇談会を毎年開催しておりますが、本年度も引き続き開催するとともに、町政に対する理解を深めていただくための南関町協働のまちづくり出前講座についても積極的に計画していきたいと思っております。

以上、申し上げてきましたが、これらの事業を推進していくには財政基盤の確立が最重要課題であります。このためには、これまで以上に行財政改革を進め、徹底的に無駄をなくし、あらゆる経費の縮減を図るとともに、事業の推進につきましては、それぞれの事業の重要性・必要性を鑑み、優先順位を付けながら着実に事業を展開していく考えでございます。

最後に、町職員の意識改革についてですが、職員の一人ひとりが、地域住民の皆様方の意見や要望を理解し対応できるように、各業務においても、それぞれが町の中・長期的なビジョンを描き、それを実現する体制づくりを推進していきます。

このような重点施策を中心に、引き続き、産み育てやすい環境の整備、住む場所と働く場所の確保、高齢者や障がいがある方も安心して暮らせる環境の整備を町づくりの3本の柱として、地域住民の皆様方の声を反映できる開かれた行政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

今後とも、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、平成29年度町政運営の施政方針とさせていただきます。

平成29年3月10日、南関町長 佐藤安彦。

以上でございます。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第5、議案第1号から日程第32、議案第28号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、議案第1号から日程第32、議案第28号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 南関町職員の修学部分休業に関する条例及び南関町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 平成28年度南関町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議案第10号 | 平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第15 | 議案第11号 | 平成28年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について |

- 日程第 16 議案第 12 号 平成 28 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 13 号 平成 28 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 14 号 平成 28 年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 29 年度南関町一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 29 年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 29 年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 29 年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 29 年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 29 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 29 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 29 年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 23 号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第 28 議案第 24 号 町道の路線廃止について
- 日程第 29 議案第 25 号 町道の路線認定について
- 日程第 30 議案第 26 号 町道の路線廃止について
- 日程第 31 議案第 27 号 町道の路線認定について
- 日程第 32 議案第 28 号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなどはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第 1 号議案、南関町職員の修学部分休業に関する条例及び

南関町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、12月議会で南関町一般職の職員の給与に関する条例、いわゆる給与条例の改正を行いました。それに伴い、今回、南関町職員の見学部分休業に関する条例及び南関町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。条例の内容を御説明申し上げます。

第1条で、南関町職員の見学部分休業に関する条例第3条中「第11号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、「給料の月額並びにこれに対する管理職手当及び特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「給与条例第11条に規定する勤務1時間当たりの額」に改めるとしております。

第2条では、南関町職員の高齢者部分休業に関する条例についても第1条と同様に改正を行うとしております。

今回の改正によりまして、当該条例は給与条例を引用する表現となりますので、今後内容の改正があったときに給与条例の改正だけで済むこととなります。

また、附則としまして、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、第2号議案、南関町職員の見学時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、地方公務員法第24条の趣旨に添い、休暇等の勤務条件を適正なものにするためでございます。関係法令の改正に伴い、12月議会におきまして御承認いただきました南関町職員の見学時間、休暇等に関する条例の表現の見直しを行うものでございます。

次のページをお開きください。条例の内容を御説明いたします。

児童福祉法の改正に伴い、第8条の2第1項及び第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削るとしております。表現を簡素化するものでございます。

また、附則としまして、平成29年4月1日から施行するとしております。

以上で御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第3号議案、南関町職員の子育ち休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

提案理由は、児童福祉法の改正に伴い、関係条例を整備する必要があるためでございます。

児童福祉法第6条の4第1項で、子の範囲を条例で定めるとされておりますが、改正によりまして、新たに特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託された子に準ずる者として、第2条の2を加えるもので、養育里親として委託された子も対象とすることとするものでございます。

附則として、平成29年4月1日から施行するといたしております。

以上で御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（赤木二三也君） それでは、第4号議案、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由及び内容の御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する制令等の一部を改正する制令が、平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から制定されることとなっております。このことに伴い、南関町税条例等の一部を改正することになったものでございます。

改正の内容といたしましては、個人住民税における住宅ローン控除等の適用期限を2年間延長すること、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備及び経過措置の新設でございます。また、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う規定の整備と適用年度が、平成29年度から平成32年度に変更になったことが主な改正点でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしているところでございます。

いずれも消費税の10%増税が平成31年10月実施に延期が決定したことを受けて実施するものです。上位法の改正に併せて、各項の改正及び文言の整理を行ったものであり、特に税額の改正はございません。

以上で、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定についての御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第5号議案、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、消費増税の延期に伴いまして、現行の保険料軽減措置を延長することになりますので、南関町介護保険条例の一部を改正する必要があるためござい

ます。

介護保険料につきましては、3年ごとに見直しており、現在の保険料につきましては平成27年度から適用しているところでございます。今回は、改正時点の保険料の軽減措置につきましては、消費税率の10%引き上げ時に完全実施という予定となっており、現行は一部実施として所得の少ない第1号被保険者についての軽減規定を平成27年度から28年度までの適用としておりましたが、平成29年4月の10%引き上げ実施が延期されましたので、現行の軽減措置を継続するために改正をいたし御提案申し上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。改正内容について御説明いたします。

南関町介護保険条例の一部を改正する条例。

南関町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成28年度まで」を「平成29年度まで」に改めるもので、先ほど申し上げましたように、消費税の引き上げ延期に伴うものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成29年4月1日からとするものでございます。

以上で、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第6号議案、平成28年度南関町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,594万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ69億7,397万9,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

1款町税は、1項町民税に557万7,000円を追加して3億3,525万7,000円とし、2項固定資産税に3,400万円を追加して6億6,046万6,000円とし、3項軽自動車税に347万2,000円を追加して3,980万円とし、4項町たばこ税に580万8,000円を追加して8,600万円とし、7項入湯税に236万8,000円を追加して1,400万円とするものでございます。

9款地方特例交付金は、1項地方特例交付金に67万3,000円を追加して297万3,000円とするものでございます。

12款分担金及び負担金は、1項分担金を271万2,000円減額して398万7,000円とし、2項負担金を1,210万2,000円減額して5,464万円

とするものでございます。

13款使用料及び手数料は、1項使用料を20万2,000円減額して1億601万7,000円とし、2項手数料を23万9,000円減額し1,609万5,000円とするものでございます。

14款国庫支出金は、1項国庫負担金に186万2,000円を追加して5億8,634万5,000円とし、2項国庫補助金に2,541万1,000円を追加して6億1,172万2,000円とし、3項国庫委託金を57万3,000円減額して626万6,000円とするものでございます。

15款県支出金は、1項県負担金を468万7,000円減額して2億4,913万9,000円とし、2項県補助金を5,172万円減額して4億6,088万8,000円とし、3項県委託金を94万2,000円減額して2,155万3,000円とするものでございます。

16款財産収入は、1項財産収入に12万9,000円を追加して264万8,000円とするものでございます。

17款寄附金は、1項寄附金に32万9,000円を追加して1億33万円とするものでございます。

18款繰入金は、1項基金繰入金を2億5,000万円減額して2億4,203万7,000円とし、2項特別会計繰入金に4,681万4,000円を追加して8,686万4,000円とするものでございます。

20款諸収入は、1項延滞金加算金及び過料に172万2,000円を追加して225万円とし、2項町預金利子を8万5,000円減額して6万5,000円とし、3項受託事業収入を203万5,000円減額して894万4,000円とし、4項雑入に448万8,000円を追加して5,695万3,000円とするものでございます。

21款町債は、1項町債を2,330万円減額して8億9,805万5,000円とするものでございます。

補正前の歳入合計71億8,992万3,000円を2億1,594万4,000円減額して、69億7,397万9,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございます。

1款議会費は、1項議会費を97万9,000円減額して8,430万9,000円とするものでございます。

2款総務費は、1項総務管理費を4,602万8,000円減額して7億8,876万2,000円とし、2項徴税費を465万6,000円減額して1億476万6,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費を36万2,000円減額して3,052万

9,000円とし、4項選挙費を101万2,000円減額して1,381万3,000円とし、5項統計調査費を1,000減額して422万2,000円とするものでございます。

3款民生費は、1項社会福祉費を5,795万3,000円減額して12億4,826万4,000円とし、2項児童福祉費を1,837万5,000円減額して5億850万4,000円とするものでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費を965万6,000円減額して2億4,120万9,000円とし、2項清掃費を95万3,000円減額して2億2,932万7,000円とし、3項水道費を67万円減額して471万8,000円とするものでございます。

5款農林水産業費は、1項農業費に8,233万4,000円を追加して3億6,673万7,000円とし、2項林業費を109万9,000円減額して1,785万6,000円とするものでございます。

6款商工費は、1項商工費を627万8,000円減額して1億3,569万9,000円とするものでございます。

7款土木費は、1項土木管理費を363万円減額して8,615万3,000円とし、2項道路橋梁費を1,363万6,000円減額して8億9,459万5,000円とし、3項河川費を548万8,000円減額して11万6,000円とし、4項住宅費を1,193万円減額して1億2,638万9,000円とし、5項下水道費に2,000円を追加して1億1,996万6,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費に213万3,000円を追加して4,052万9,000円とするものでございます。

8款消防費は、1項消防費を142万9,000円減額して2億2,299万2,000円とするものでございます。

9款教育費は、1項教育総務費を203万3,000円減額して5,273万5,000円とし、2項小学校費を3,709万8,000円減額して1億5,549万7,000円とし、3項中学校費を194万8,000円減額して4,727万8,000円とし、4項社会教育費を108万9,000円減額して1億739万6,000円とし、5項保健体育費を544万6,000円減額して5,950万8,000円とするものでございます。

10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費を6,439万6,000円減額して2億9,517万6,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費を301万2,000円減額して2億9,066万4,000円とするものでございます。

11款公債費は、1項公債費467万3,000円減額して6億6,757万円と

するものでございます。

12款予備費は、1項予備費に342万円を追加して2,743万2,000円とするものでございます。

補正前の歳出合計71億8,992万3,000円を2億1,594万4,000円減額して、69億7,397万9,000円とするものでございます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、詳細の説明に入ります前にここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課職員は引き続き説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 引き続き御説明を申し上げます。

6ページは、繰越明許費の補正でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード関連事業委託事業として261万7,000円、3款民生費、1項児童福祉費は、保育所施設復旧事業として143万円、5款農林水産業費、1項農業費は、農産物加工品開発センター建設事業として9,975万5,000円、林業費は治山事業として657万円、6款商工費、1項商工費は、御茶屋跡公園復旧事業として789万1,000円、8款消防費、1項消防費は、非常用発電設備整備事業として2,138万円、9款教育費、4項社会教育費は、放課後子ども教室一体型推進事業として200万7,000円を繰り越します。

7ページは、債務負担行為の補正でございます。

戸籍システム機器賃借料は、平成28年度から5年契約を締結しておりますが、契約額の確定に伴い債務負担行為を121万2,000円減額して、905万9,000円とするものでございます。また、農業振興地域整備計画策定業務委託は、平成28年度から3年契約を締結しておりますが、契約額の確定に伴い債務負担行為を145万8,000円減額して、550万8,000円とするものでございます。

8ページは、地方債の補正でございます。

農業施設整備事業を新たに追加して、限度額を4,970万円としております。農産物加工品開発センター費の財源でございます。また、公営住宅整備事業の限度額を330万円減額して4,640万円とし、小学校整備事業の限度額を2,850万円減額して5,840万円とし、過疎対策ソフト事業の限度額を840万円減額

して6,380万円とし、災害復旧事業の限度額を3,280万円減額して1億860万円とするものでございます。

9ページと10ページは、歳入歳出の事項別明細書でございます。

11ページからは、歳入の明細でございます。減額しておりますものは、主に決算見込みによる不用額の減でございます。

それでは、主なものを御説明いたします。

まず、11ページの1款町税、1項町民税、2目法人は、現年課税分として557万7,000円を追加しております。主に法人税割の伸びによるものでございます。同じく、2項固定資産税、1目固定資産税は、現年課税分として3,400万円を追加しております。償却資産の増によるものでございます。4項町たばこ税、1目町たばこ税は、現年課税分として580万8,000円を追加しております。主に売上本数の増加によるものでございます。

次のページをお開きください。12款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金の2節児童福祉負担金は、保育所利用負担金を1,334万1,000円減額しております。主に減免対象範囲の拡大によるものでございます。

14ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、地方創生拠点整備交付金として4,979万9,000円を追加しております。農産物加工品開発センター整備事業に伴うものでございます。同じく、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金は、放課後子ども教室一体型の推進に係る設備整備事業補助金として200万7,000円を追加しております。交付決定に伴うものでございます。

15ページをお開きください、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、1節社会福祉費県補助金の重度訪問介護利用促進支援事業補助金を684万8,000円追加しております。県の単独補助でございます。

16ページをお開きください。同じく、県補助金の9目災害復旧費県補助金は、1節農林水産施設災害復旧費県補助金を5,541万6,000円減額しております。現年債の交付率を85%といたしましたので、15%を減額するものでございます。

17ページをお開きください。18款繰入金、1項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金を2億5,000万円減額しております。決算見込みによるものでございます。同じく、繰入金、2項特別会計繰入金は、1目宅地分譲事業特別会計繰入金を3,081万4,000円減額しております。また、介護サービス事業特別会計繰入金には7,762万8,000円を追加しております。特別会計からの繰出金を繰り入れるものでございます。

19ページをお開きください。21款町債は、1目農林水産業債として4,97

0万円を追加しております。農産物加工品開発センターの財源とするものでございます。そのほかの町債は、決算見込みによる減額でございます。

20ページからは歳出の明細でございます。減額しているものは、主に決算見込みによる不用額の減額でございます。

それでは、主なものを御説明申し上げます。

23ページをお開きください。2款1項16目まちづくり推進事業費の25節積立金は、ふるさとづくり基金積立金を3,081万4,000円減額しております。決算見込みによるものでございます。

飛びまして、34ページをお願いします。一番上でございます。5款1項22目農産物加工品開発センター費を新たに設け、9,975万5,000円を計上いたしております。地方創生拠点整備交付金事業でございます農産物加工品開発センターの建設に伴うものでございます。委託料としまして900万9,000円、工事請負費としまして7,090万5,000円、備品購入費として1,984万1,000円を計上いたしております。

飛びまして、45ページをお願いいたします。10款1項1目農地等災害復旧費は、工事請負費を6,258万8,000円減額しております。28年度と29年度に分けて執行することとなったため減額するものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第7号議案、平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。御説明いたします前に、訂正をお願いし、御承認いただきますようお願いいたします。1ページ、第1条のところですが、事業勘定の歳入歳出予算の「総額から」となっていますが、「総額に」に訂正して御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回の予算につきましては、決算見込み等により補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,113万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,802万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、補正前の額2億3,278万3,000円から895万円を減額し2億2,383万3,000円とするものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額2億3,632万8,000

円に4,287万8,000円を追加し2億7,920万6,000円とし、2項国庫補助金、補正前の額1億5,774万5,000円から701万7,000円を減額し1億5,072万8,000円とするものでございます。

次に、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、補正前の額7,177万8,000円から4,055万7,000円を減額し3,122万1,000円とするものでございます。

次に、6款県支出金、1項県負担金、補正前の額959万5,000円に36万9,000円を追加し996万4,000円とし、2項県補助金、補正前の額7,694万9,000円に61万2,000円を追加し7,756万1,000円とするものでございます。

次に、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、補正前の額3億5,487万8,000円に6,097万円を追加し4億1,584万8,000円とするものでございます。

次に、9款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額1億1,486万3,000円から841万4,000円を減額し1億644万9,000円とするものでございます。

次に、11款諸収入、1項延滞金破産金及び過料、補正前の額30万4,000円に140万円を追加し170万4,000円とし、3項雑入、補正前の額98万1,000円から15万6,000円を減額し82万5,000円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額16億5,688万7,000円に、補正額4,113万5,000円を追加し、16億9,802万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、補正前の額596万4,000円から5万2,000円を減額し591万2,000円とし、3項運営協議会費、補正前の額12万8,000円から4万円を減額し8万8,000円とするものでございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額8億7,843万9,000円に2,233万9,000円を追加し9億77万8,000円とし、2項高額療養費、補正前の額1億5,863万円から458万3,000円を減額し1億5,040万7,000円とし、3項助産諸費、補正前の額546万円から252万円を減額し294万円とし、4項葬祭諸費、補正前の額60万円から18万円を減額し42万円とし、6項出産育児諸費、補正前の額3,000円から1,000円を減額し2,000円とするものでございます。

次に、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、補正前の額1億3,

947万7,000円から51万1,000円を減額し1億3,896万6,000円とするものでございます。

次に、4款前期高齢者納付金等、補正前の額9万7,000円に1,000円を追加し9万8,000円とするものでございます。

次に、5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、補正前の額7,000円から1,000円を減額し6,000円とするものでございます。

次に、6款介護納付金、1項介護納付金、補正前の額5,315万6,000円から28万7,000円を減額し5,286万9,000円とするものでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、補正前の額3億6,466万1,000円から2,019万5,000円を減額し3億4,446万6,000円とするものでございます。

次に、8款保険事業費、1項特定健康審査等事業費、補正前の額1,009万5,000円から100万7,000円を減額し908万8,000円とし、2項保険事業費、補正前の額835万5,000円から65万5,000円を減額し770万円とするものでございます。

次に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額399万3,000円から53万3,000円を減額し346万円とするものです。

12款予備費、1項予備費、補正前の額781万5,000円に4,936万円を追加し5,717万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出の合計、補正前の額16億5,688万7,000円に、補正額4,113万5,000円を追加し、16億9,802万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございまして、補正額の大きなもの、主なものについて御説明いたします。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税、4節医療給付費分滞納繰越分226万4,000円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分15万1,000円、6節介護納付金分滞納繰越分9万円をそれぞれ減額するもので、決算見込額によるものでございます。2目の退職被保険者等国民健康保険税の主なものとしまして、1節医療費給付費分現年課税分434万3,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分144万5,000円、3節介護納付金分現年課税分108万6,000円を決算見込額によりましてそれぞれ減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。3款1項1目療養給付費等負担金、1節現年分4,250万9,000円を執行見込みによりまして追加するものでございます。内訳は、療養給付費等負担金4,344万2,000円の追加、介護納付金負担金3万7,

000円、後期高齢者支援金負担金89万6,000円は、それぞれ減額でございます。

続きまして、3款2項1目の財政調整交付金、1節の普通調整交付金995万6,000円を減額し、2節特別調整交付金に293万6,000円を追加し、次の4款1項1目療養給付費等交付金4,055万7,000円を減額するもので、それぞれ申請額によって補正するものでございます。

9ページをお願いいたします。中程から上になりますが、7款1項1目高額医療費共同事業交付金1,142万9,000円を追加し、2目の保険財政共同安定化事業交付金4,954万1,000円を追加するもので、これはそれぞれ確定額によるものでございます。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。

中段から下の2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、19節一般被保険者療養給付費に5,657万8,000円を追加し、2目退職被保険者等療養給付費、19節の退職被保険者等療養給付費を3,300万円を減額するものでございます。これもそれぞれ執行見込みによるものでございます。

12ページをお願いいたします。上の2款2項2目退職被保険者等高額療養費も執行見込みによりまして435万3,000円の減額、中程の3項2目出産育児一時金は13名の見込みでしたが、7名と本年度を見込みまして、6名減として252万円を減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。7款の共同事業拠出金、1項3目の保険財政共同安定化事業拠出金、19節を確定通知によりまして1,789万4,000円減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。最後の12款1項1目予備費4,936万円を予算調整で増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 各課の説明をされる方に申し上げますが、後日、全協等において詳しい説明があろうかと思っておりますので、今回については主なものを簡単に説明していただきますようお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第8号議案、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに伴うものでございます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ557万8,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,983万円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。

1款国庫支出金は、国庫補助金を25万2,000円減額して334万8,000円とするものでございます。

2款繰入金は、一般会計繰入金を2,000円追加して1億1,996万6,000円とするものでございます。

3款諸収入は、雑入に125万5,000円を追加し125万5,000円とし、延滞金に8,000円を追加して9,000円とするものでございます。

4款町債は、20万円を減額して300万円とするものでございます。

6款分担金は、442万円を減額して208万円とするものでございます。

7款使用料及び手数料は、使用料を182万2,000円減額して3,000万円とし、手数料を1万4,000円追加して8万5,000円とするものでございます。

8款県支出金は、県補助金を16万3,000円減額して8万7,000円とするものでございます。

歳入合計を557万8,000円減額し、1億5,983万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費は、総務管理費を496万6,000円減額して6,499万5,000円とするものでございます。

2款事業費は、公共下水道事業費を61万2,000円減額して1,937万4,000円とするものでございます。

歳出合計を557万8,000円減額し、1億5,983万円とするものでございます。

4ページは、地方債の補正でございます。限度額を300万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入につきましての説明でございます。主なものについて説明申し上げます。

3款諸収入の雑入につきましては、26年度分の消費税還付金として125万5,000円を追加するものでございます。

8ページをお願いします。6款分担金につきましては、受益者分担金442万円減額するもので、決算見込みによるものでございます。

7款使用料及び手数料の使用料につきましては、下水道使用料を182万2,000円減額するもので、決算見込みによるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。主なものについて説明申し上げ

げます。

1 款総務費は、一般管理費の負担金補助金及び交付金の下水道排水設備工事費助成金を 6 5 万円減額し、公課費の消費税を 3 5 6 万円減額するものでございます。浄化センター管理費につきましては、処理場産業廃棄物処理委託費を 6 7 万 5, 0 0 0 円減額するものでございます。

2 款事業費は、公共下水道建設費の委託料を 5 0 万 5, 0 0 0 円減額するもので、乙丸地区の下水道事業設計業務委託料の契約残額の減額でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 9 号議案、平成 2 8 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、主に決算見込みに伴うものでございます。1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 6 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

2 款使用料及び手数料は、使用料を 1 8 万円減額して 1 5 0 万円とするものでございます。

5 款繰入金は、一般会計繰入金を 2 万 1, 0 0 0 円追加して 3 0 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入合計 1 5 万 9, 0 0 0 円を減額して 4 5 6 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費は、総務管理費を 1 5 万 9, 0 0 0 円減額して 2 5 4 万 4, 0 0 0 円とし、歳出合計を 4 5 6 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

6 ページをお開きください。歳入についての説明でございます。

主なものは、2 款使用料及び手数料の簡易水道使用料を決算見込みにより 1 8 万円減額するものでございます。

7 ページをお願いします。歳出についての説明でございます。

主なものは、1 款総務費の一般管理費において、委託料の水質検査委託料を 1 0 万 7, 0 0 0 円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第10号議案、平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

今回の予算につきましては、決算見込み等により補正をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,347万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,051万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額2億5,251万9,000円から1,034万5,000円を減額し2億4,217万4,000円とし、2項国庫補助金、補正前の額1億5,826万7,000円から778万2,000円を減額し1億5,048万5,000円とするものでございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、補正前の額3億9,922万4,000円から1,557万7,000円を減額し3億8,364万7,000円とするものでございます。

5款県支出金、1項県負担金、補正前の額2億254万円から772万2,000円を減額し1億9,481万8,000円とし、3項県補助金、補正前の額478万3,000円から94万1,000円を減額し384万2,000円とするものでございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額2億84万1,000円から1,000万7,000円を減額し1億9,083万4,000円とするものでございます。

9款諸収入、3項雑入、補正前の額199万5,000円から5,000円を減額し199万円とし、4項予防給付費収入、補正前の額828万1,000円から109万1,000円を減額し719万円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額15億2,398万6,000円から、補正額5,347万円を減額し、14億7,051万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、補正前の額263万3,000円から84万6,000円を減額し178万7,000円とし、3項介護認定審査会費、補正前の額1,508万6,000円から110万1,000円を減額し1,398万5,000円とするものでございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、補正前の額12億3,599万1,000円から4,019万1,000円を減額し11億9,580万円とし、2

項介護予防サービス等諸費、補正前の額7,371万3,000円から1,203万円を減額し6,168万3,000円とし、3項その他諸費、補正前の額138万円から35万円を減額し103万円とし、4項高額介護サービス等費、補正前の額3,480万円から400万円を減額し3,080万円とし、6項特定入所者介護サービス等費、補正前の額5,090万4,000円に98万4,000円を追加し5,188万8,000円とするものでございます。

次に、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、補正前の額2,561万7,000円から4万2,000円を減額し2,557万5,000円とし、2項包括的支援事業費、補正前の額814万2,000円から479万4,000円を減額し334万8,000円とし、3項居宅介護支援事業費、補正前の額945万6,000円から120万円を減額し825万6,000円とするものでございます。

次に、8款予備費、1項予備費、補正前の額4,836万円に1,010万円を追加し5,846万円とするものです。

歳出合計、補正前の額15億2,398万6,000円から、補正額5,347万円を減額し、14億7,051万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。補正額の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

上の3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費国庫負担金1,034万5,000円を減額するもので、給付費の見込み減によります国庫負担分を見込んだところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。一つ飛ばしまして、7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金でございます。執行見込みによりまして、繰入金694万8,000円を減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

ページ下の2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費、19節2,324万円を執行見込みによりまして減額するものでございます。

次の9ページをお願いいたします。上の3目施設介護サービス給付費、19節1,632万円を執行見込みによりまして減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。これも執行見込みによりまして、2款2項介護予防サービス等諸費、1目の介護予防サービス等給付費の19節、それから下の7目地域密着型介護予防サービス給付費まで、それぞれ執行見込みにより減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。一番下、8款1項1目予備費に1,010万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第11号議案、平成28年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,762万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

9款繰越金、1項繰越金、補正前の額7,751万2,000円に1,000円を追加し7,751万3,000円とするものでございます。

次に、10款諸収入、2項雑入、補正前の額3,000円に11万2,000円を追加し11万5,000円とし、歳入合計、補正前の額7,751万5,000円に、補正額11万3,000円を追加し、歳入合計7,762万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、補正前の額3,000円に7,762万5,000円を追加し7,762万8,000円とするものでございます。

4款予備費、1項予備費、補正前の額7,751万2,000円から7,751万2,000円を減額し0円とするものでございます。

歳出合計、補正前の額7,751万5,000円に、補正額11万3,000円を追加し、歳出合計7,762万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。

一つ飛ばしまして、10款諸収入、2項雑入、3目雑入、1節雑入に11万3,000円を追加するもので、雇用保険料でございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、28節繰出金7,762万8,000円を追加するもので、全額一般会計に繰り入れる繰出金でございます。

4款1項1目予備費は、全額減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第12号議案、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、主に決算見込みに伴うものでございます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,658万2,000円とするものでございます。

2 ページをお開きください。歳入でございます。

1 款分担金及び負担金は、分担金を35万8,000円減額して484万2,000円とするものでございます。

2 款使用料及び手数料は、使用料に48万円を追加して3,120万円とし、手数料に4万8,000円を追加し4万9,000円とするものでございます。

3 款国庫支出金は、国庫補助金を336万5,000円減額して1,175万5,000円とするものでございます。

4 款県支出金は、県補助金を5万9,000円減額して211万6,000円とするものでございます。

5 款繰入金は、一般会計繰入金に213万3,000円を追加して4,052万9,000円とするものでございます。

7 款諸収入は、延滞金に3万7,000円を追加して3万8,000円とし、雑入に145万円を追加し145万1,000円とするものでございます。

8 款町債は、110万円を減額して2,460万円とするものでございます。

歳入合計を73万4,000円減額し、1億1,658万2,000円とするものでございます。

3 ページをお願いします。歳出につきましての説明でございます。

1 款総務費の総務管理費を41万円減額して3,837万3,000円とし、2 款事業費の浄化槽整備推進事業費を32万4,000円減額して5,786万3,000円とするものでございます。

3 款公債費は、財源組替えでございます。

歳出合計を73万4,000円減額し、1億1,658万2,000円とするものでございます。

4 ページをお開きください。地方債の補正でございます。限度額を2,460万円とするものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。主なものにつきまして説明いたします。

3 款国庫支出金につきましては、浄化槽整備推進事業国庫補助金を336万5,000円減額するもので、決算見込みによる減額でございます。

8 ページをお願いいたします。5 款繰入金につきましては、一般会計繰入金に213万3,000円を追加するものでございます。

7 款諸収入の雑入に 1 4 5 万円を追加するもので、これは現年度及び 2 6 年度分の消費税の還付金でございます。

8 款町債は、公共下水道債を 1 1 0 万円減額するもので、決算見込みによる減でございます。

9 ページは、歳出についての説明でございます。主なものについて説明いたします。

1 款総務費につきましては、一般管理費の負担金補助金及び交付金を 4 0 万円減額するものでございます。

2 款事業費につきましては、浄化槽建設費の工事請負費を 2 7 万 8, 0 0 0 円減額するものでございます。決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第 1 3 号議案、平成 2 8 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2, 5 0 2 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、補正前の額 5, 5 4 7 万 6, 0 0 0 円から 1 8 6 万 5, 0 0 0 円を減額し 5, 3 6 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額 1 億 2, 6 8 9 万円から、補正額 1 8 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、1 億 2, 5 0 2 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額 1 億 2, 6 1 0 万 2, 0 0 0 円から 1 8 6 万 5, 0 0 0 円を減額し 1 億 2, 4 2 3 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

歳出合計、補正前の額 1 億 2, 6 8 9 万円から、補正額 1 8 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、1 億 2, 5 0 2 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の内容でございます。

1 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金、1 節保険基盤安定繰入金 1 8 6 万 5, 0 0 0 円を減額するもので、確定によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、1 9 節の基盤安定負担金 1 8 6 万

5,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第14号議案、平成28年度南関町宅地分譲事業特
別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,081万4,000
円減額し、それぞれ総額を923万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。

1款財産収入、1項財産売払収入4,005万円から3,081万4,000円を
減額し923万6,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。

1款事業費、1項宅地分譲事業費4,005万円から3,081万4,000円を
減額し923万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。

1款財産収入は、1項財産売払収入、1目土地売払収入4,005万円から3,0
81万4,000円を減額して923万6,000円とするものでございます。土地
売払収入につきましては、年度当初13区画の分譲を予定しておりましたが、3区
画の契約となり、10区画が残りしましたので、予算の減額を行うものでございます。

7ページは歳出でございます。

1款事業費、1項及び1目宅地分譲事業費、28節繰出金4,005万円から3,
081万4,000円を減額して923万6,000円とするもので、不用額の減額
でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 昼食前に引き続き会議を開きたいと思えます。

先ほども申しましたけれども、新年度予算の説明の中でも特に必要な部分、そし
て注意する部分等を重点的に説明していただきますようお願いいたします。

それでは、新年度予算の説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第15号議案、平成29年度南関町一般会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億3,840万1,000円とするものでございます。前年度と比較しまして2億8,031万7,000円、4.7%の減となっております。

10ページをお開きください。歳入でございます。

町税は、合計で11億2,974万7,000円、前年度比4,544万9,000円、4.2%の増でございます。構成比としましては、予算全体の20%となっております。内容は、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税、7項入湯税となっております。

続きまして、2款地方譲与税、29年度予算が5,900万円、前年度と同額でございます。構成比としましては1.0%でございます。中身としましては、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税となっております。

3款利子割交付金、予算額が120万円でございます。前年度と同額でございます。構成比は1%未満となっております。

4款配当割交付金につきましては、予算額100万円でございます。前年度と同額でございます。構成比は1%未満となっております。

5款につきましては、株式等譲渡所得割交付金でございます。予算額が20万円、昨年と同額でございます。

6款が地方消費税交付金、予算額1億6,820万円、昨年度と同額でございます。構成比としまして3.0%でございます。

7款がゴルフ場利用税交付金でございます。予算額が1,030万円、昨年度と同額でございます。構成比が0.2%となっております。

8款が自動車取得税交付金、予算額が730万円、昨年度と同額でございます。構成比は0.1%となっております。

9款が地方特例交付金、予算額が230万円、昨年と同額でございます。構成比は1%未満となっております。

10款が地方交付税、予算額が18億6,000万円でございます。昨年度と同額でございます。構成比は33.0%でございます。

11款交通安全対策特別交付金、予算額が121万6,000円でございます。前年度と比較しまして22万8,000円、15.79%の減でございます。構成比は1%未満でございます。

それから、12款が分担金及び負担金でございます。予算額が6,061万1,000円、前年度と比較しまして853万3,000円、12.34%の減ござい

す。構成比が1.1%でございます。内容としましては、1項分担金、2項負担金でございます。

13款が使用料及び手数料でございます。予算額が1億2,152万7,000円、昨年度と比較しまして102万7,000円、0.84%の減でございます。構成比としましては2.2%でございます。

それから、14款国庫支出金、予算額が6億4,314万4,000円、昨年度と比較しまして1億5,884万5,000円、19.8%の減でございます。構成比が11.4%、内容としましては、1項の国庫負担金、2項の国庫補助金、3項の国庫委託金となっております。

続きまして、15款県支出金、予算額を4億9,797万4,000円としております。昨年度と比較しまして3,748万5,000円、8.1%の増でございます。構成比が8.8%、内容としまして県負担金、県補助金、県委託金がございます。

16款が財産収入、予算額が200万5,000円でございます。昨年度と比較しまして51万4,000円、20.4%の減でございます。構成比は1%未満となっております。

17款が寄附金でございます。予算額を2億150万1,000円としております。昨年度と比較しまして1億9,150万円、1,914.8%の増でございます。構成比としましては3.6%でございます。

それから、18款繰入金、予算額が3億251万5,000円でございます。昨年度と比較しまして1億5,957万2,000円、34.5%の減でございます。構成比が5.4%でございます。

19款繰入金が、予算額が5,000万円でございます。昨年度と比較しまして5,000万円、50%の減でございます。構成比が0.9%でございます。

20款諸収入、予算額が2,256万1,000円、昨年度と比較しまして1,753万2,000円、43.7%の減でございます。構成比として0.4%、内容としましては、延滞金加算金及び過料、町預金利子、受託事業収入、雑入がございます。

最後、21款町債でございます。予算額を4億9,610万円としております。昨年と比較しまして1億5,850万円、24.21%の減でございます。構成比は8.8%でございます。

歳入合計を56億3,840万1,000円、昨年度と比較しまして2億8,031万7,000円、4.7%の減でございます。

続きまして、5ページは歳出でございます。

1款議会費、予算額を8,517万9,000円としております。昨年度と比較し

まして48万4,000円、0.6%の減でございます。構成比は1.5%でございます。

2款の総務費は、予算額を8億6,620万3,000円、昨年度と比較しまして3,054万6,000円、3.41%の減でございます。構成比は15.4%でございます。内容としましては、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費がございます。

3款民生費は、予算額を17億7,014万2,000円としております。昨年度と比較しまして3,166万9,000円、1.76%の減でございます。構成比は31.4%でございます。内容としましては、社会福祉費、児童福祉費がございます。

4款の衛生費は、予算額を4億8,397万3,000円としております。昨年度と比較しまして446万6,000円、0.9%の増でございます。構成比は8.6%です。

5款農林水産業費は、予算額を3億509万1,000円としております。昨年度と比較しまして3,044万7,000円、11.1%の増でございます。構成比は5.4%でございます。

6款商工費は、予算額を1億1,040万4,000円としております。昨年度と比較しまして695万円、6.7%の増でございます。構成比としては2%でございます。

7款は土木費です。予算額を6億8,112万9,000円としております。昨年度と比較しまして2億4,120万1,000円、26.15%の減でございます。構成比としましては12.1%でございます。内容としましては、土木管理費、道路橋梁費、河川費、住宅費、下水道費、浄化槽整備推進事業費がございます。

8款は消防費でございます。予算額は2億323万6,000円でございます。昨年度と比較しまして2,103万5,000円、9.4%の減でございます。構成比は3.6%でございます。

9款教育費、予算額を4億3,915万円としております。昨年度と比較しまして1,041万9,000円、2.3%の減、構成比を7.8%としております。内容としましては、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費がございます。

10款が災害復旧費でございます。予算額を4,618万5,000円としております。昨年度と比較しまして4,618万4,000円、昨年度が存目1,000円の予算でしたので、大きく伸びております。内容としましては、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費がございます。

続きまして、11款公債費、予算額を6億3,532万9,000円としております。昨年度と比較しまして3,824万3,000円、5.7%の減でございます。構成比が11.3%でございます。

最後に、12款予備費、予算額を1,237万9,000円としております。昨年度と比較しまして523万3,000円、73.23%の増でございます。構成比は0.2%でございます。

歳出合計の予算額が56億3,840万1,000円、昨年度と比較しまして2億8,031万7,000円、4.7%の減となっております。

7ページは、債務負担行為でございます。土地情報管理システム機器賃借料につきまして、30年度から33年度、限度額として917万3,000円を設定いたします。税務住民課、地籍管理システム機器のリース料でございます。平成30年度以降に支払う金額となります。

次のページをお開きください。

8ページは、地方債でございます。起債の目的、限度額を申し述べます。ほ場整備事業につきましては、限度額を1,910万円、南関東、南関西の事業に起債をいたします。それから、道路橋梁整備事業につきましては1億3,340万円、関村・田原線ほか10路線の改良、第一庄寺橋の改修等の財源といたします。次は、公営住宅整備事業410万円、小原団地外壁改修設計の財源といたします。河川整備事業3,290万円、墨摺川、石畳川改修の財源といたします。小学校整備事業5,230万円、第一小学校・第二小学校屋内運動場吊り天井改修の財源といたします。消防防災施設整備事業1,000万円、防火水槽設置の財源といたします。過疎対策ソフト事業7,260万円、主に住んでよかったプロジェクト等の財源といたします。災害復旧事業170万円、平成28年災の農災の財源といたします。それから、最後に臨時財政対策1億7,000万円でございます。いずれも年4%以内の利率といたしております。

9ページは、歳入についての昨年度との比較ができるようになっております。

それから、10ページは、歳出について昨年度との比較ができるようになっております。

11ページからは、歳入の明細でございます。額の大きなものを申し上げます。

1款の町税は、1項町民税で、個人住民税、それから法人住民税、合わせて3億3,564万円といたしております。昨年からは1.8%の増でございます。続きまして、同じく町税の固定資産税につきましては6億5,620万円、昨年度と比較しまして4.7%の増でございます。次は町たばこ税、次のページ12ページでございます。町たばこ税8,588万円、昨年度と比較しまして7.1%の増で

ございます。

それから、13ページをお開きください。6款地方消費税交付金1億6,820万円でございます。これは昨年度と同額を計上いたしております。

次のページ、14ページの10款地方交付税につきましては、18億6,000万円を計上しております。普通交付税を17億1,000万円、特別交付税を1億5,000万円でございます。

続きまして、15ページでございます。13款の使用料及び手数料の合計が1億474万円でございます。これにつきましては、1.4%の減でございます。住宅の使用料が主でございます。公営住宅使用料が6,237万6,000円、定住促進住宅の使用料が2,790万円でございます。

続きまして、18ページでございます。14款国庫支出金の合計が3億9,176万円、昨年度と比較しますと482万5,000円の減額でございます。1.2%の減となっております。

続きまして、同じく14款国庫支出金の国庫補助金につきましては、予算額の合計が2億4,820万1,000円、38.3%の減でございます。主なものとしましては、土木費国庫補助金が社会資本整備総合交付金でございますが、1億6,866万9,000円となっております。今回、また新たに民生費国庫補助金として、社会福祉費国庫補助金、臨時福祉給付金事業国庫補助金として4,688万1,000円を計上いたしております。

それから、19ページの15款県支出金の県負担金でございますが、合計が2億4,859万2,000円でございます。主なものとしましては、9節の保険基盤安定負担金8,655万2,000円等がございます。

続きまして、同じく15款県支出金の県補助金、衛生費県補助金で、環境対策費県補助金、これは例年ですけれども7,000万円を計上しております。産業廃棄物施設モデル事業交付金が5,000万円、管理型最終処分場立地交付金が2,000万円でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。17款の寄附金、1項寄附金の一般寄附金をご覧ください。ふるさと南関応援寄附金を2億円計上いたしております。

その下、18款繰入金の基金繰入金でございますが、予算額を2億7,170万円としております。

続きまして、27ページの一番下、21款町債でございます。町債の合計は、先ほど申しましたが、4億9,610万円といたしております。24.1%の減となっております。

次は、29ページからは歳出でございます。主なものを御説明をいたします。

35ページをお開きください。総務費の総務管理費、7目の企画費のうち委託料、13節委託料に一番下に庁舎等建設基本計画策定及び基本設計業務委託料を1,620万円計上いたしております。

続きまして、39ページをお開きください。2款総務費の1項総務管理費、17目の地域づくり推進事業費を799万5,000円計上いたしております。地域おこし協力隊に係る予算でございます。報酬としまして398万4,000円、そのほか合わせて799万5,000円を計上いたしております。

続きまして、その次のページ、40ページが同じく総務費、総務管理費の18目ふるさと寄附金費でございます。本年度予算を1億9,917万6,000円といたしております。大きなものとしましては、8節の報償費、返礼品として謝礼を1億円計上いたしております。それから、25節積立金として7,068万7,000円を計上いたしております。

それでは、51ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費の28節繰出金につきましては、国保保険基盤安定への繰出金と国民健康保険特別会計繰出金で1億799万円を繰り出すことといたしております。それから、その上でございますが、20節扶助費に3億6,343万4,000円を計上いたしております。

続きまして、大きなもので57ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費の19節負担金補助及び交付金でございますが、3億5,852万6,000円を計上いたしております。私立保育所等給付費負担金等が大きなものでございます。それから、その下、児童措置費につきましては、20節扶助費に1億3,962万円を児童手当として計上いたしております。

それから、4款の衛生費でございますが、64ページの一番上でございます。1目の清掃総務費の19節負担金補助及び交付金の中で有明広域行政事務組合清掃施設管理運営負担金と衛生費負担金、それから1市3町清掃施設建設費負担金が大きなものとなっております。

続きまして、79ページをお願いいたします。7款土木費でございます。2項道路橋梁費の15節工事請負費で、改良舗装工事として2億4,108万3,000円を計上いたしております。

続きまして、82ページ、消防費でございます。これは毎年でございますが、常備消防に負担金補助及び交付金としまして、有明広域行政事務組合に1億3,530万3,000円を計上いたしております。

それから、89ページに教育費がございます。2項小学校費の工事請負費に施設整備工事としまして、先ほど申し上げました吊り天井の工事としまして6,741万円を計上しております。

それから、94ページをお開きください。94ページの9款教育費、4項社会教育費、真ん中あたりの13節委託料に360万円、幼児英語教育業務委託料として計上いたしております。

最後に、105ページをお開きください。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費に工事請負費として4,618万5,000円を計上いたしております。

また、11款公債費に、予算合計が6億3,532万9,000円、償還金利子及び割引料の元金償還金と利子償還金でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第16号議案、平成29年度南関町国民健康保険特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億4,500万3,000円と定めるものでございます。前年度比較5,224万7,000円、3.3%増の予算編成とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税2億2,593万9,000円でございます。前年度対比マイナス2.9%でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料20万円でございます。前年と同額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金2億5,501万9,000円でございます。前年度対比20.1%の増でございます。2項国庫補助金1億5,284万8,000円でございます。前年度対比マイナス2.9%でございます。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金3,083万6,000円で、前年度対比マイナス57%でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金3億7,371万2,000円で、前年度対比14.7%の増でございます。

6款県支出金、1項県負担金1,166万3,000円で、前年度対比21.8%の増でございます。2項県補助金は6,967万9,000円で、前年度対比マイナス9.4%でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金4億1,608万3,000円で、前年度対比17.2%の増でございます。

8款財産収入、1項財産運用収入1万円でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金1億799万円で、前年度対比マイナス6%でござ

ざいます。2項基金繰入金は1,000円でございます。

10款繰越金、1項繰越金2,000円でございます。

11款諸収入、1項延滞金加算金及び過料30万4,000円でございます。3項雑入71万7,000円でございます。

歳入合計金額16億4,500万3,000円を計上するものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費1,061万4,000円で、前年度対比の86.4%増でございます。1項総務管理費1,041万円、3項運営協議会費20万4,000円でございます。

2款保険給付費10億2,411万8,000円で、前年度対比3.1%の増でございます。1項療養諸費8億6,525万1,000円、2項高額療養費1億5,426万2,000円、3項助産諸費420万円、4項葬祭諸費40万円、5項移送費2,000円、6項出産育児諸費3,000円でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等1億3,941万7,000円で、前年度対比0.02%、微増でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等51万3,000円でございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金6,000円でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金5,124万3,000円で、前年度対比マイナス3.3%でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金3億6,943万7,000円で、前年度対比2.2%の増でございます。

8款保険事業費1,889万1,000円で、前年度対比2.7%の増でございます。1項特定健康診査等事業費1,050万円、2項保険事業費839万1,000円でございます。

9款基金積立金、1項基金積立金1万円でございます。

11款諸支出金、次のページになりますが、1項償還金及び還付加算金75万4,000円でございます。

12款1項予備費といたしまして3,000万円でございます。

歳出合計16億4,500万3,000円を計上するものでございます。なお、前年度との増減額については、6、7ページを御参照ください。

8ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。1節の医療費給付費分の現年課税分で1億4,398万1,000円、2節の後期高齢者

支援金分、現年課税分で4,819万2,000円、3節介護納付金分の現年課税分で1,443万6,000円を見込んでいるところでございます。2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分、現年課税分731万円、2節後期高齢者支援金分が245万4,000円、3節介護納付金、現年課税分が193万6,000円を見込んでいるところでございます。

9ページをお願いいたします。中程の3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分ですが、2億4,335万5,000円で、主なものといたしまして療養給付費等負担金の1億8,234万9,000円でございます。下の2目1節の高額医療費共同事業国庫負担金は997万1,000円でございます。これは対象拠出金の4分の1でございます。

続きまして、一番下の3款2項1目の財政調整交付金でございますが、1節普通調整交付金を1億1,506万2,000円、2節の特別調整交付金を3,778万6,000円見込んでいるところでございます。

10ページをお願いいたします。二つ目になります。5款1項1目前期高齢者交付金でございます。1節現年度分3億7,371万1,000円でございます。

一番下になります。6款県支出金、2項1目の財政調整交付金は、1節普通調整交付金が5,964万3,000円、2節の特別調整交付金が1,003万6,000円を見込んでおります。

それから、11ページをお願いいたします。7款共同事業交付金、1項1目1節の高額療養費共同事業交付金3,733万円、2目の保険財政共同安定化事業交付金が3億7,875万3,000円でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料793万6,000円で、前年度から473万2,000円の増でございます。国保の制度改革によりまして平成30年4月から県が財政運営の主体となりますので、システム連携等の改修に係るものでございます。

14ページをお願いいたします。中程の2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、19節8億2,830万円、2目の退職被保険者等療養給付費、19節3,000万円でございます。

同じく、一番下の2款2項1目一般被保険者高額療養費、19節1億5,000万円でございます。

15ページをお願いいたします。中段の2款2項2目の出産育児一時金、19節420万円でございます。10名分を見込んでおります。

16ページをお願いいたします。中段、真ん中になります。3款後期高齢者支援

金等、1項1目の後期高齢者支援金でございますが、19節1億3,940万6,000円でございます。

次に17ページでございますが、真ん中あたりの7款共同事業拠出金、1項3目保険財政共同安定化事業拠出金、19節3億2,904万9,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第17号議案、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計予算につきまして説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,245万2,000円とするものでございます。前年比16.7%の増となっております。主なものは、乙丸地区の下水道整備事業に係る分の増でございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款国庫支出金が国庫補助金で1,750万円、前年比386%増でございます。

2款繰入金、一般会計繰入金が1億729万5,000円で、前年比3.4%の減でございます。

3款諸収入が延滞金で1,000円、前年度と同額でございます。

4款町債が1,850万円で、前年比478%増でございます。

6款分担金が650万円で、前年度と同額でございます。

7款使用料及び手数料の使用料が3,223万5,000円で約1.3%の増、手数料が17万1,000円で約141%の増となっております。

歳入合計が1億8,245万2,000円でございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費の総務管理費が6,358万6,000円で、前年比約1.5%の減でございます。

2款事業費の公共下水道事業費が4,749万5,000円で、前年比約193%の増でございます。

3款公債費が7,037万1,000円で、前年比約5.5%の増でございます。

4款予備費が100万円で、前年比約4.2%の増でございます。

歳出合計が1億8,245万2,000円でございます。

4ページをお願いします。債務負担行為につきまして、平成30年度から31年度までの公営企業会計移行業務委託に係る債務負担行為で、限度額が2,170万8,000円でございます。

5ページをお願いします。地方債につきましては、公共下水道事業のため起債の

限度額を1,850万円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。主なものにつきまして説明いたします。

1款国庫支出金は、公共下水道費国庫補助金が1,750万円で、下水道事業の工事費に係る国庫補助金でございます。

2款繰入金は、一般会計繰入金が1億729万5,000円でございます。

4款町債は、公共下水道債が1,850万円で、下水道事業の工事費に係る起債でございます。

9ページをお願いいたします。7款使用料及び手数料の使用料は、下水道使用料が3,223万5,000円でございます。

10ページをお願いいたします。歳出についての説明でございます。主なものにつきまして説明いたします。

1款総務費は、一般管理費の負担金補助金及び交付金に、下水道排水設備工事費助成金として100万円、27節公課費に消費税分として353万6,000円、浄化センター管理費の需用費に光熱水費として636万円、マンホール蓋交換等の修繕費として162万6,000円、委託料に浄化センター維持管理業務委託料として4,428万円、処理場産業廃棄物処理委託料として345万6,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。2款事業費は、公共下水道建設費の委託料に、公営企業会計意向調査委託料として378万円、工事請負費に下水道整備工事費として3,530万円を計上いたしております。

3款公債費は、地方債の元金償還金として5,856万円、利子償還金として1,181万1,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第18号議案、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ475万3,000円とするものでございます。前年度予算と比べ0.2%の減となっております。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

2款使用料及び手数料の使用料が168万円、手数料が1,000円で、前年と同額でございます。

5款繰入金が、一般会計繰入金の307万1,000円で、約0.3%の減でござ

います。

6款諸収入が、延滞金の1,000円で、前年と同額でございます。

歳入合計が475万3,000円でございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費が、総務管理費の273万1,000円で、前年比0.3%の減でございます。

3款公債費が182万2,000円で、前年度と同額でございます。

4款予備費が20万円で、前年度と同額でございます。

歳出合計が475万3,000円でございます。

6ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。主なものについて説明いたします。

2款使用料及び手数料の使用料は、簡易水道使用料が168万円でございます。

5款繰入金は、一般会計繰入金が307万1,000円でございます。

7ページをお願いします。歳出についての説明でございます。

1款総務費は、一般管理費の需用費の光熱水費に24万円、委託料の簡易水道管理委託料に63万6,000円を計上しております。

8ページをお願いします。3款公債費は、地方債の元金償還金に135万6,000円、利子償還金に46万6,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第19号議案、平成29年度南関町介護保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億5,857万1,000円と定めるものでございます。前年度比較1,016万5,000円、0.7%増の予算編成とさせていただいております。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項介護保険料2億3,006万7,000円でございます。前年度対比2.7%の増でございます。

2款1項手数料1万円でございます。前年度同額でございます。2項使用料17万2,000円で、前年度対比マイナス25.2%でございます。

3款1項国庫負担金2億4,531万円で、前年度対比マイナス0.8%でございます。2項国庫補助金1億4,708万5,000円で、前年度対比マイナス5.3%でございます。

4款1項支払基金交付金3億9,864万5,000円で、前年度対比1.7%の増でございます。

5款1項県負担金1億9,770万2,000円で、前年度対比マイナス0.7%でございます。3項県補助金897万1,000円で、前年度対比88.9%の増でございます。

6款1項財産運用収入1万7,000円でございます。

7款1項一般会計繰入金1億9,638万6,000円で、前年度対比マイナス0.5%でございます。2項基金繰入金1,000万円で、前年と同額でございます。

8款1項繰越金2,000万円で、前年度対比100%の増でございます。

9款1項延滞金加算金及び過料3,000円でございます。3項雑入3万5,000円でございます。4項予防給付費収入416万8,000円で、前年度対比マイナス49.7%でございます。

歳入合計金額14億5,857万1,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費1,506万8,000円で、前年度対比マイナス16.9%でございます。1項総務管理費163万2,000円、2項徴収費52万9,000円、3項介護認定審査会費1,290万7,000円でございます。

2款保険給付費13億6,311万6,000円で、前年度対比マイナス0.8%でございます。1項介護サービス等諸費12億2,720万4,000円、2項介護予防サービス等諸費4,476万円、3項その他諸費120万円、4項高額介護サービス等費3,478万8,000円、5項高額医療合算介護サービス等費330万円、6項特定入所者介護サービス等費5,186万4,000円でございます。

4款地域支援事業費7,207万4,000円で、前年度対比67.5%増でございます。1項介護予防生活支援サービス事業費3,780万2,000円、2項一般介護予防事業費2,263万6,000円、3項包括的支援事業費、任意事業費715万1,000円、4項居宅介護支援事業費412万5,000円、5項その他諸費36万円でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金1万7,000円でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金4万1,000円でございます。

8款1項予備費といたしまして825万5,000円でございます。

歳出合計14億5,857万1,000円を計上するものでございます。なお、前年度からの増減額につきましては、4ページ、5ページを御参照ください。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。1 節の特別徴収保険料 2 億 1, 2 9 5 万円で、対象者といたしまして 3, 4 2 1 名を見込んでいるところでございます。2 節普通徴収保険料 1, 7 0 1 万 7, 0 0 0 円で、対象者といたしまして 2 7 4 名を見込んでいるところでございます。

中程下の 3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金でございます。1 節現年度分で介護給付費国庫負担金 2 億 4, 5 3 1 万円を見込んでいるところでございます。次の 3 款 2 項 1 目の調整交付金 1 億 2, 8 7 0 万円でございます。

7 ページをお願いいたします。中段の 4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金、1 節現年度分 3 億 8, 1 6 7 万 2, 0 0 0 円で、給付見込額の 2 8 % に相当する額でございます。2 目地域支援事業費支援交付金、1 節現年度分が 1, 6 9 7 万 3, 0 0 0 円で、対象事業費の 2 8 % でございます。

続きまして、5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分で 1 億 9, 7 7 0 万 2, 0 0 0 円を見込んでいるところでございます。

8 ページをお願いいたします。中段の 7 款繰入金、1 項 1 目 1 節介護給付費繰入金 1 億 7, 0 3 8 万 9, 0 0 0 円で、これは給付費見込額の 1 2. 5 % に相当する額でございます。

1 0 ページをお願いいたします。歳出でございます。

一番下になりますが、1 款総務費、3 項 1 目認定調査会費でございます。1 9 節負担金補助及び交付金 4 5 7 万円で、認定調査会共同設置負担金でございます。

1 1 ページをお願いいたします。中段から下の 2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費、1 9 節 4 億 5, 3 5 7 万 6, 0 0 0 円で、1 月当たり 3, 7 7 9 万 8, 0 0 0 円、それから 3 目の施設介護サービス給付費、1 9 節 4 億 9, 4 2 8 万円で、1 月当たり 4, 1 1 9 万円を見込んでいるところでございます。

1 2 ページをお願いいたします。2 款保険給付費、1 項、二つ目になりますが、7 目居宅介護サービス計画給付費、1 9 節 5, 6 4 0 万円で、1 月当たり 4 7 0 万円を、それから 9 目地域密着型介護サービス給付費、1 9 節 2 億 1, 6 0 0 万円で、1 月当たり 1, 8 0 0 万円を見込んでいるところでございます。

次に、2 款 2 項 1 目の介護予防サービス給付費、1 9 節 3, 0 0 0 万円で、1 月当たり 2 5 0 万円を、次の 1 3 ページになりますが、3 段目の 5 目介護予防サービス計画給付費、1 9 節 7 2 0 万円で、1 月当たり 6 0 万円を見込んでおります。それから、7 目の地域密着型介護予防サービス給付費、1 9 節は 3 6 0 万円で、1 月当たり 3 0 万円を見込んでいるところでございます。

次、1 5 ページをお願いいたします。4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防生活支援サービス事業費、総合事業の開始によりまして新しく設けたもので、1 9 節

負担金補助及び交付金2,884万8,000円で、要支援者の方の訪問型・通所型サービスの事業費でございます。

16ページをお願いいたします。4款2項1目一般介護予防事業費、13節委託料2,181万円で、主なものといたしまして、体力アップ教室委託料1,992万円でございます。

次に、17ページをお願いいたします。4款3項包括的支援事業費、任意事業費、6目生活支援体制整備事業費、13節委託料200万円でございます。生活支援コーディネーター関係の業務委託料でございます。

19ページをお願いいたします。19ページ、2段目の4款5項その他諸費、1目審査支払手数料、12節役務費36万円とありますが、これも総合事業に移行した分の手数料で新規となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20号議案からの説明をお願いします。建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第20号議案、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,038万2,000円とするものでございます。前年度と比べ2.3%の増となっております。

2ページをお願いします。1款分担金及び負担金の分担金が520万円、負担金が1,000円で、前年度と同額でございます。

2款使用料及び手数料の使用料が3,204万円で4.3%の増、手数料が1,000円で前年度と同額でございます。

3款国庫支出金の国庫補助金が1,512万円で、前年度と同額でございます。

4款県支出金の県補助金が217万5,000円で、前年度と同額でございます。

5款繰入金の一般会計繰入金が3,014万3,000円で、前年比約4%の増でございます。

7款諸収入の延滞金が1,000円、雑入が1,000円で、前年度と同額ござ

います。

8款町債が2,570万円で、前年度と同額でございます。

歳入合計が1億1,038万2,000円でございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費が、総務管理費の3,922万1,000円で、約6.7%の増でございます。

2款事業費が、浄化槽整備推進事業費の5,103万7,000円で、約0.4%の増でございます。

3款公債費が1,992万4,000円で、約1.1%の減でございます。

4款予備費が20万円で、前年度と同額でございます。

歳出合計が1億1,038万2,000円でございます。

4ページをお願いします。地方債につきまして、浄化槽整備推進事業のための起債の限度額を2,570万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。主なものについて説明いたします。

2款使用料及び手数料の使用料は、浄化槽使用料が3,204万円でございます。

3款国庫支出金の国庫補助金につきましては、浄化槽整備推進事業国庫補助金が1,512万円でございます。

次ページをお願いいたします。5款繰入金は、一般会計繰入金が3,014万3,000円でございます。

8款町債は、公共下水道債が2,570万円でございます。

10ページをお願いいたします。歳出についての説明でございます。主なものについて説明いたします。

1款総務費は、一般管理費の需用費にフロア等の消耗品費として123万6,000円、役務費に浄化槽の水質検査料として262万1,000円、委託料に浄化槽管理委託料として3,368万5,000円、負担金補助金及び交付金に浄化槽普及促進協議会負担金並びに浄化槽排水設備工事費助成金として105万8,000円を計上しております。

2款事業費は、浄化槽建設費の工事請負費に浄化槽設備工事費として4,536万円を計上しております。公債費は地方債の元金償還金を1,712万6,000円、利子償還金を279万8,000円計上しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第21号議案、平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,940万5,000円と定めるものでございます。2.3%増の予算編成とさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款1 項後期高齢者医療保険料7,397万7,000円でございます。前年度比4.4%の増でございます。

2 款1 項手数料2,000円でございます。前年と同額でございます。

3 款1 項一般会計繰入金5,531万2,000円でございます。前年度からマイナス0.3%でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金1,000円でございます。

5 款諸収入、1 項延滞金及び過料2,000円でございます。2 項償還金及び還付加算金11万円でございます。4 項雑入1,000円でございます。

歳入合計金額1億2,940万5,000円を計上するものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、2 項徴収費34万2,000円で、前年度から0.9%の増でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金1億2,894万7,000円で、前年度から2.4%の増でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金11万円で、前年度同額でございます。

4 款予備費、1 項予備費といたしまして6,000円でございます。

歳出合計1億2,840万5,000円を計上するものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の説明でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項1 目特別徴収保険料、1 節現年度分5,511万3,000円でございます。2 目普通徴収保険料は1,886万3,000円でございます。

中程下の3 款繰入金、1 項2 目保険基盤安定繰入金5,497万1,000円でございます。

続いて、8 ページをお願いいたします。歳出でございます。

中程の2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項1 目1 9 節は1億2,894万7,000円を計上いたしております。内訳は、被保険者保険料負担金、基盤安定負担金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第22号議案、平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをご覧ください。歳入歳出の予算総額を3,081万5,000円とするものでございます。前年度と比べ923万5,000円の減となっております。

2ページをお開きください。歳入でございます。

1款財産収入、1項財産売払収入3,081万5,000円で、歳入合計も同額でございます。

3ページは、歳出でございます。

1款事業費、1項宅地分譲事業費が3,081万5,000円で、歳出合計も同額でございます。

4ページは歳入、5ページは歳出で、それぞれ前年度との比較でございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。

1款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入が3,081万5,000円で、前年度より923万5,000円の減額でございます。平成29年度は10区画の分譲を行いますので、それに伴う収入でございます。

7ページは歳出についての説明でございます。

1款事業費については、1項1目宅地分譲事業費を3,081万5,000円で、前年度より923万5,000円の減額でございます。財産売払収入を一般会計へ繰り出すことといたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第23号議案、業務委託変更契約の締結について、提案理由及び内容を御説明いたします。

熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定に規定する地域振興策のうち、平成28年度実施協定に係る町道米田鬼王線の道路整備事業について業務委託変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

町道米田鬼王線の道路整備事業につきましては、広域財団法人熊本県環境整備事業団と熊本県と南関町の三者で平成25年3月29日に締結しました南関町道米田鬼王線の道路整備事業に関する基本協定に基づいて平成28年4月1日に平成28年度実施協定を締結し、米田工区の道路改良工事に係る県との業務委託契約につい

ては4月25日に議決をいただいております。また、6月29日には社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う業務委託変更契約を議決いただいております。

今回業務委託契約の変更内容といたしましては、社会資本整備総合交付金の変更交付決定に伴うもので、工事費及び測量、調査、設計、施工管理に係る委託費の増額と工期の延長でございます。契約額につきましては、変更前の委託額に4,900万円を追加して3億5,900万円とし、変更前の契約期間の終わりを平成29年3月31日から平成30年3月31日までとするものでございます。また、この委託事業につきましては、次年度に繰り越して執行をいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条では、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負となっております。委託変更契約ではありますが、工事完了後は町が引き受けるものであり、議決すべき契約でありますので、今回御提案をいたします。

以上で業務委託変更契約の締結についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第24号議案から第28号議案につきましては、町道の路線の廃止及び認定についての説明でありますので、一括して説明申し上げます。

それでは、まず第24号議案及び25号議案につきまして、同じ路線の起点の位置の変更に係る路線の廃止及び認定でありますので、続けて説明いたします。

第24号議案をお願いいたします。第24号議案、町道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定により、路線を廃止するものでございます。提案理由は、路線を廃止しようとする場合は、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

参考資料をお願いいたします。提案いたします路線は、路線番号176、路線名、落合～坂本線で、久重字百堂329番2地先から久重字古川3483番地先までの延長250メートルの路線でございます。関川の河川改修で橋の付け替えが行われ、起点の位置が変更されていましたが、台帳の変更を行っておりませんでしたので、今回起点の位置の変更を行うために路線の廃止を行うものでございます。

続きまして、第25号議案をお願いいたします。第25号議案、町道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定により、路線を認定するものでございます。提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

参考資料をお願いいたします。提案いたします路線は、路線番号176、路線名、

落合～坂本線で、起点を久重字百堂330番9地先に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第26号議案及び27号議案につきまして、同じ路線の終点の位置の変更に係る路線の廃止及び認定でありますので、続けて説明させていただきます。

第26号議案をお願いいたします。第26号議案、町道の路線廃止について。提案理由等は、先ほどと同じでありますので、省略させていただきます。

参考資料をお願いいたします。提案いたします路線は、路線番号325、路線名、道免～乙丸原線で、細永字道免2番1地先から細永字乙丸原135番地先までの延長404メートルの路線でございます。終点の位置を下水道事業の計画区域まで延長するもので、終点の位置の変更を行うために路線の廃止を行うものでございます。

第27号議案をお願いいたします。第27号議案、町道の路線認定について。提案理由等は、省略させていただきます。

参考資料をお願いいたします。提案いたします路線は、路線番号325、路線名、道免～乙丸原線で、終点の位置を細永字乙丸原156番地先に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、今回新たに認定する路線につきまして説明いたします。

第28号議案をお願いいたします。第28号議案、町道の路線認定について。提案理由等については、省略させていただきます。

参考資料をお願いいたします。提案いたします路線は、路線番号363、路線名、田吹4号線で、四ツ原字田吹925番2地先から四ツ原字田吹914番3地先までの約50メートルの路線でございます。小集落と密接な関係にある県道とを連絡する新たな町道として認定するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第33 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第33、一般質問を行います。

発言の通告があつておりますので、順次発言を許します。

6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（打越潤一君） こんにちは。質問させていただきます。

平成29年度の第1番目の一般質問を行います。

平成25年3月4日、環境保全協定締結が行われ、最終処分場が南関町下坂下に決定し、早5年目を迎えようとしています。モデル交付金が5億円、内訳として平成25年度に2億円、平成26年度に1億円、平成27年度に5,000万円、平成28年度に5,000万円、小計4億円。また、処分場は平成27年12月22日開始されてから、立地交付金が1億円、内訳として平成28年度に南関町に2,000万円、合計4億2,000万円。県道にも事業費等が地域振興対策事業として下坂下地区に投入され、以前と見違えるほどになりました。米田公民館等、要望していたものは今年度でほぼ出来上がりつつあります。関係者の皆さまに感謝申し上げます。残り、モデル交付金が平成29、平成30年度に各5,000万円、計1億円。立地交付金が29年度から平成32年度まで各2,000万円、計8,000万円、合計1億8,000万円交付されるものと理解しています。

今回の質問は、1、県道大牟田植木線、玉名八女線、歩道整備の進捗状況について、①石井線取付部付近、②米田大場線取付部付近、③ゴルフ場入口付近。2番目としまして、町道米田大場線、野中出登線、米田鬼王線の今後の予定（財政がらみ）についてお尋ねします。

大きく2番目として、幼児・小学生の英語教育導入についてお尋ねします。2020年（平成32年度）の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、英語教育が前倒し導入される予定であり、去る2月21日、長洲町の社会福祉法人セルフネット21長洲保育所を議会議員全員と事務局長、佐藤町長と町福祉課職員、大里教育長と教育課職員の大勢で視察研修を行いました。

年長児、女兒5人、男児10人の教室を見学、講師は委託先の（株）バンテージジャパンから派遣された、長身のアメリカ出身の28歳のフランク・モローネ先生で、30分間の英会話振りが短く感じました。その後、幼児の英会話教室の取り組みについて子育て支援課、山本課長から説明を受けました。

長洲町での視察研修を受けて、南関町も幼児・小学生の英語教育の導入をどう目指すのか、対策、課題等を町長、教育長にお尋ねします。

この後の質問は、自席で行います。よろしくお願ひします。

○議長（酒見 喬君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番打越議員の地域振興対策についての、まず1番目「県道大牟田植木線、玉名八女線歩道整備の進捗状況を尋ねる。」についてお答えいたします。

まず、①の石井線取付部付近につきましては、今回の歩道整備計画区間の終点部になりますが、用地及び補償契約が終わり、用地の登記が完了し、補償物件の移転

が完了した時点で、ほかの用地と併せて順次、発注予定であると聞いています。

次に、②の米田大場線取付部付近につきましては、用地につきましては契約済ではありますが、町道改良工事との計画のすり合わせが必要であり、今後の町道改良の進捗に併せて進めていく予定であると聞いております。

最後に、③のゴルフ場入口付近につきましては、県道玉名八女線の八田交差点から鬼王のゴルフ場入り口までの約2.7キロメートルにつきまして、現在、歩道整備計画が進行中ではありますが、平成27年度中に用地測量が完了し、今年度中には用地確定のための境界立会を終わらせ、来年度より用地買収を開始し、用地の取得状況により、順次、工事発注を行い、平成31年度完成を目途に事業を進めていく予定であると聞いております。

続きまして、二つ目の「町道米田大場線、野中出登線、米田鬼王線の今後の予定（財政がらみ）を尋ねる。」ということにつきましては、まず町道米田大場線につきましては、町の総合振興計画の実施計画において、平成31年度までの3年間で完成予定の計画で進めております。

しかしながら、先日も地元からは工事途中での見通しが悪く危険性があるなど、早期完成の強い要望がっておりますので、国の補助パッケージ間の調整が可能であれば早期完了を目指したいと考えているところであります。

次に、町道野中出登線につきましては、平成32年度までの4年間で完成できるような予定で計画を進めております。

最後に、町道米田鬼王線につきましては、白間山総合開発整備計画のルート見直し案にしたがい、平成29年度中に線形の見直し作業を行い、線形が確定した時点で、再度、実施計画の作成を行う予定であります。

次に、大きな二つ目の質問である幼児・小学生への英語教育導入についての質問にお答えします。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるためだけではなく、情報化や国際化など社会の急激な進展や変化に対応するためにはグローバルな人材を育成することが急務となっております。町の教育大綱の学校教育重点施策の項目にも、「グローバル人材の育成」を掲げてきました。

英語教育導入は、子どもの発達段階のなるべく早い段階から導入が効果的であることは御承知のとおりであり、その実現のための施策をこの度、長洲町の成功事例をもとに、ぜひ本町でも実現したく、先日、御紹介がありました、議員の皆さまと視察をいたしたところでございます。

今後、町と受託事業者と保育園等とで契約を結ぶとともに、指導者には本町に定

住していただき、地域行事等にも参加してもらい、地域に根差した国際交流にも貢献していただきたいと思っているところであります。

なお、小学校英語教育につきましては、教育長よりお答えいたしますが、英語教育特例区を申請して、幼保・小中学校の英語教育の充実を目指したいと考えているところであります。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 6番打越議員の後半の幼児・小学生の英語教育導入についての質問にお答えをさせていただきます。

ただいま町長の答弁にもありましたように、本町ではこの4月、平成29年度から幼児の英語教育をスタートさせることになりました。そこで、契約から指導計画の作成については、町内の三つの園の実情を踏まえて訪問計画を策定し、もう既に折衝されておりますけれども、まちづくり課、福祉課、そして教育課が連携し合いながら具体的な対応にあたっていくこととなります。

あとの小学校の英語教育についてお話をさせていただきます。これまでは小学校5・6年生に週1時間だけ、外国語活動として英語教育が位置付けられていました。その際には、コミュニケーションツールとしての英語を聞く活動、話す活動ということを通じて、外国の文化への理解やコミュニケーションに活用することとしてとどまっているわけですが、本町では英語教育支援員を小学校に1名ずつ委託雇用しております、担任とチームティーチングによって5・6年生の1時間の英語指導を展開しておるところです。また、4年生以下もALTであるゼイナ先生に、月に4校を1日ずつ、4週間ですので、週1日1校ずつで、結果的には小学校1校につき1日というふうになります。そういう形で1年から4年はゼイナ先生とのふれ合いでの外国語活動を取り組んできたというところです。

しかし、学習指導要領の改訂案が先般発表されましたし、32年度からは、2020年からは小学校3・4年生に週1時間の外国語活動が下ります。そして、5・6年生は週2時間、教科としての英語という方向性が出されました。

そこで、本町としましては平成30年度、いわゆる18年度から、これまでの取組を基に、5・6年生は2時間の英語を「話す・聞く」に加えて、「読む・書く」も入れた正式な教科として指導実施していくこととなります。ただ、今以上に時間割を増やせない現実があります。そこで、1時間増えた分は1週間の中の3回、15分ずつに細切れで、いわゆるこれを「モジュール」といっていますけれども、モジュール方式で、朝の時間、あるいは学校によっては学校の実状に合わせて位置付

けて、授業45分の1時間プラス15分3回での1時間の2時間として、5・6年は実施することにしていこうということを今、学校に提案しています。

それから、3・4年生は時間割を1時間増やすと、今までよりも1時間増やして外国語活動を設定し、5・6年がやってきたやり方を3・4年生にも取り組むということになります。

ただ、1・2年生も、幼児の英語活動が実践されるなら、切れては困りますので、幼児からの受け継ぎ、つなぎのためにも、朝自習を利用して、まずは試みとしては1週間に1回ずつ、先生と子どもたちと一緒に、先生の英語力が問題ですので、今までやったことのない先生たちも英語に接してもらわにゃいかんということで、先生と子どもと一緒に、これは玉名市は玉名学ということで、「エンジョイイングッシュ」という活動をしていますが、そのやり方を取り入れまして、1年から6年まで外国語活動、そして5・6年の英語へとつなぐように計画をしているところで

す。

以上お答えしまして、あとの質問は自席より答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 一応それぞれ、私がお尋ねしたいことについては、ほぼ回答いただいたところでございますが、もう少し詳しくお尋ねしていきたいと思

います。

まずはじめに、石井線の取付部付近につきましては、こちらから行きますと、高速道路のボックスの手前でカーブになっており、見通しが危険と。そしてまた、菊水側から見ると、ボックスを越えて暗いところから明るいところに出ると、そしてカーブがあって、左のほうに家がありますので、本当はあそこあたりを一番最初にできるものかなと思っておりましてところが、やっぱり建物の移転等がいろいろ本人さんちも大分、移転先も苦労しておられましたけれども、やっと今度新しく、米田鬼王線ですかね、あれが出来ましたので、そこから自分の所有地の山林のところを、だいたい候補地として決めて、シゲとか竹を伐採されて宅地造成に今から取り掛かれるというようなことのように、なかなかこれもやっぱり現実的には本人さんの宅地の候補地をまず選定しなければいけないというようなことで、やっぱり用地交渉あたりがちょっと本人さんも含めて戸惑っていて、一番最後のような状態になったかと思っています。なにしろ、ここも一番熊本地震で瓦礫等の運搬のダンプが、最初は処分場のときには1日に20台ぐらいが最高で、行ったり来たりするというようなことでもございましたけれども、それが2倍も3倍も増えているような状況でございます。それで、やっぱり先ほどそこの前で言いましたけれども、もう交付金あたりが約4億2,000万円、あと1億8,000万円ぐらいしかなかもんだ

けん、県あたりは別々に自分の理解するところでは約10年間で、各1億円ずつ使われるというようなことで理解しておりますけれども、なかなか地震等が発生して、やっぱり工事環境もごろっと変わっておりますので、なかなか難しいかと思っておりますけれども、やっていただきたいというようなことで質問しとるわけなんです、古澤課長、用地補償契約も全部済んだということによろしいとですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 一応県道部の歩道整備に係ります用地につきましては、県に確認いたしましたところ、今80%ほどという具合に聞いております、用地買収の進捗はですね。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 一応①のところですから、もう処分場の入口からいっても、ちょっと規制があるんです。そこに今、特定してお尋ねしています。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） その部分の用地交渉は契約も終わっております。あと、先ほど議員が言われましたように、家を建てて、そこに移られるということで、移られた後に今の建物を壊すということで時間がかかっております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 分かりました。

次、2番目行きます。②に行きます。次は、米田大場線の取付部分で、ここも同じような感じで、上の米田の中の高丸といいますけど、あっちのほうから下って、上って、稲葉さん宅の後ろが一番高いところがございますけれども、セイタカアワダチソウとか、そこらあたりが右は杉が、立ち木が大きいのが立っておりまして、ここも熊本方面から、あるいは熊本方面に行く道に対しても、やっぱり見通しが非常に悪くて、道路を前に出なければいけないというようなことで、ここもやっぱり米田としてはこれも最重点の要望でありました。しかし、ここがやっぱり交差点協議ですか、やっぱりそこらあたりが入っている分があって、なかなかやっぱりほかのところを優先的にやっていただいたかなというようなことでございますけど、一応ここもちょっと再確認をさせていただきますが、今、米田鬼王線の取付工事のほうもうある程度、歩道が出来ています。そこと、三川屋の手前ですけど、その取付部ですね、その分の杉の立っているところと、ちょっと田ん中が荒れているところが用地買収ができたかどうか、そこもちょっと確認のためにお願いします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） その部分につきましては、一応用地の契約はできたと聞いております。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） じゃあ用地ができたということは、もう一応後でまた町道の分は出しますけど、そこはもう予算的に措置ができれば、待ってっていいというようなところですかね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 町道の改良事業と交差する部分でございますので、まず橋の拡幅、町道側は橋の拡幅がございますので、その分と合わせて県道の歩道整備を行うというところで進めております。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

次は、今度はゴルフ場入口のほうに、3 番目に行きます。あっちのほうの向こうは玉名八女線ですけども、あそこは今、玉名に行くほうに、左側のほうにソーラーが大規模に設置されております。その反対側です。一応法面、前回は質問いたしましたけど、右側のほうに何か電柱ですかね、あの分があって、なかなか上まで県道で杭があって、その隣接するところの業者は泥をいっぱいまで取って、あと残っている分は雑木と泥あたりが残っているんですけど、そこがやっぱり電柱があるから、なかなか地元の鬼王あたりのほうから要望があっても、電柱があるからなかなか触れないというようなことで、なかなかその事業者も触らないというようなことです。しかし、あそこが今度の鳥インフルエンザでありましたけれども、あちらからの町道からの出口も、向こうの玉名のほうから来る、あそこも今ダンプあたりが多かですもんね。こうして回ってくるもんですから、あそこもぼって回ろうとしたら、もう隠れたところからぱっと出てくるというような、そういうような現状でございますので、何回も何回もお願いしたいというようなことで、町長もよろしく、県に行かれたときはお願いしていただきたいと思っておりますけれども、町長、お願いします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 私たちもよく通る道路でありまして、全体的に見通しがよくなっておりますけれども、その部分が残っているということで、町道に進入、あるいは県道の通行にも支障があっていることは分かっておりますので、そういった要望は届けたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） どうもありがとうございました。

県道については、なかなか本当、一番難しいというか、カーブのところ、あるいは見通しがきかないということで、やっぱり安全・安心なところを考えると、やっ

ぱり早急に南関町としても配慮していただかなんところじゃなかろうかと思っております。よろしく申し上げます。

次は2番目に行きます。町道の米田大場線、野中出登線、米田鬼王線についてお尋ねしました。先ほど建設課長のほうからちょっとお尋ねするというようなことで、私も米田橋の1メートルの拡幅と県道までの取付工事はというようなことで一応こちらのほうでちょっと質問項目を用意しておりましたけど、一応県道とこちらの町道と一括してするというような答弁でございましたので、もうこれはこれで済みましたので、終わります。

それと今度は、今、米田大場線も納骨堂の上も一部、今、28年度工事として着工いただいております。それで、先ほど予算の説明でもありましたけど、約、工事区間100メートルの1,300万円ぐらいですたいね。それについては、もうそこからの取り付けじゃなくて、その先の工事というようなことで考えてよろしいですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 町道米田大場線につきましては、現在、進捗率がだいたい約40%ぐらいでございます。工事費、だいたいメートル当たり直しますと、メートル24万円ぐらいで今工事を行っております。実際、単純にあと残りの延長等で計算しますと、まだ約1億3,000万円程度の予算が必要でございますけれども、現時点での計画では3年間ということで、その金額を計上しております。

場所につきましては、橋の拡幅につきまして予算を要することとなると思いますので、まだそこまでは、橋の拡幅については予算化は行っておりません。予算化というか、次期工事としては予定しておりません。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 私がお尋ねしたのは、今の工事があっているところの上のほうというようなことで理解してよろしいですかというようなことでお尋ねしたんですけど。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） ちょうど急な部分になりますので、できればそこを工事したいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 分かりました。

あそこが今度、上のほうの米田原の開田ということがありますけど、何か梅雨時期になると畑を開田したあるもんだけん、水を溜めても水が漏れるというか、布団あたりでも、水が溜まらないというか、そのような分で、あの水がどっちに流れ

ているかがちょっと分からないというような地元の地主さんたちのお話です。だから、あれが今度は29年度の工事に入るか、そこらあたりの分あたりがちょっと工事のときは十分注意していただくように、そこらあたりをちょっと頭に入れとってほしいと思います。何かそのような危ないところを、水がどっちに流れよるか分からないというようなことです。しかし、トラクターもバーって下にめり込むというようなこともあるようでございますので、そこらあたりはちょっと頭に入れとってほしいと思います。

それと、次にまた行きます。野中出登線につきましては、もう一応28年度に出登側から着工していただいております、これも今度は29年度に予算化されておりますので、これは本当有難いことだと思っております。これも一応工事完了の見込みはというようなことでお尋ねするところでもございましたけれども、何か平成32年度まで4年間で完成見込みというようなことで、これももう答弁がありましたので、これももう次に行きます。

それと、今度は米田鬼王線なんですけれども、これは私も白間山開発推進委員会の一応地元選出の議員ということで参加させていただいております。ところが、これが12月9日と2月22日に白間山開発の推進委員会を開催したところなんです。ところが、これがやっぱり財政的に、議会のほうにも先だって説明ができておりました。公債費の返済が32年ぐらいにピークに達するというようなことで、返すまでにはやっぱり数十年かかると。それと、やっぱり高齢化で農地がもう荒廃しとるわけですね。それで、一部地元のほうからは現在の計画されている路線をそのまま続けてほしいというような希望があったところなんですけれども、鬼王、小次郎丸、中原ですかね、胡麻草、胡麻草が一番地元なんですけど、大場、米田が出ありますけど、やっぱりそこらあたりの方はもう早く道路を開通させてほしいというようなことで、委員さんの中からはこの2月22日にもう路線を変更するか、あるいはそのままいくかというようなことで、一応賛否を取りました。しかし、皆さんの委員さんのほうが路線を変更して今度、大場、ゴルフ場線までは今度はバンブーフロンティアのところまでは28年度、今度契約変更で来年の3月いっぱいまで変更になる予定なんですけど、そこまでは開通するというようなことで、29年度に路線を建設課にほうにお願いして、2案か3案ぐらい出していただきたいというようなことで、今度文書が上がってくるかと思っておりますので、この白間校区がほしい委員さんのほうもやってあると思っておりますけど、もう一度白間校区はどのくらいメーター数があるか、そこらあたりをちょっと再度教えてください。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 現在の変更前の延長につきましては、1,580メートル

でございます。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） それとまた、今度新しく、もしまだ測量もしてないから、メーター数は分からないのは当然であるでしょうけれども、だいたい現況の町道近くを通るならば、だいたいどのくらいぐらい短縮される見込みですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 白間山総合開発計画の中でのお話の中で、航空写真のほうで概略測量線を引っ張ってみましたところ、約580メートルぐらいを短縮して、1キロぐらいになるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） それと、白間山開発の会議の中には、その隣接する土地の事業者の方、これは名前を挙げるといかなとでしようね、よかですかね。3業者ぐらいがおられます。だから、その方たちもやっぱり早く通してほしいというような形で、砂あたりはもう設計がだいたい出来る頃には、だいたい路線が決まれば、協力していいというような、砂を取って経費を落とすというようなことで、協力してもいいというような返事をいただいております。それで、私の素人から考えると、ちょっと分かりませんが、今、米田鬼王線がバンブーフロンティアあたりのところまで、今こうして上にのぼったところで取り付けのか、あるいは下がったところで取り付けるのか、そこらあたりを早く業者のほうに教えていただくと、このバーンて上にのぼって取り付けるのと、下のほうで取り付けるのか、そこらあたりで大分取り具合もあるもんですから、そこらあたりは早めに、どがんかな、これはまちづくりのほうに間に入るべきなのか、建設課が入るべくなのか、やっぱりそこらあたりの路線を、ある程度概略の路線でいいと思います。どがん方向でいったがよかて、そこらあたりの分は早く業者のほうに連絡いただきますと、やっぱりそこも前もってそっちのほうの砂を取っていただくというようなことで、大分経費的な面が削減できると思いますので、まちづくり課と建設課でお互いに連絡調整してやっていただきたいと思いますと思いますが、それはできますか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 今、多分議員がおっしゃっている場所というのは、現在計画でもうほぼ今年度開通いたします米田鬼王工区の部分からもう少し先のほうの、まだもうほとんど砂については取ってあるんですけど、その先の取る部分じゃなくて、ちょうど取付部分ですかね。そこはだいたい高さ的なことはもう現在計画上、出しております。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 白間山総合開発推進事業についての事務局は、まちづくり課のほうで持っていますので、会議あたりで建設課の出席が必要なときには、もう随時出席してもらおうようにしていますし、会議で出たことについてはもう建設課のほうと協議しながら進めていくということとしております。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） 経費を抑えるためには、やっぱり事業者の協力を得なければいけませんので、やっぱりもう今建設課長がおっしゃったように、もう出ているならば、もうそこらあたりもまちづくり課のほうからでも業者のほうに知らせていただいて、早めにそういう分を段取りを取っていただきたいと思います。そうすると、路線が決まれば、また白間山開発会議も開いて、それで対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今度は29年度予算には7,000万円、モデル交付金の5,000万円と立地交付金の2,000万円、計7,000万円が積立金のほうにしてあります。これはどういう考えでなさっているのか、ちょっとそこらあたりをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（赤木二三也君） 29年度のモデル交付金が5,000万円と、立地交付金が2,000万円、合わせて7,000万円につきましては、積立金、米田地域の直接の事業が今年度である程度終わってしまうということで、県からの交付金はすべて一回積立金に積んで、それでその翌年以降の道路事業ほうに繰り越して、道路事業の財源として使うというようなところで考えております。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） それでは、何か年度途中で町道あたりの分に、そちらの資金に回すとか、そこらあたりの分はお考え。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 当初の計画におきまして、道路事業につきましては国の補助金を利用して60%の補助でやるということで、その残りの40%について、70%を起債ということになりますので、その起債の中の一般財源、残り30%の一般財源分はその基金を持ってくるというふう聞いております。

それと、その起債の利子につきましても、その交付金の積み立てを用いるというふう聞いております。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） この起債の返還というんですかね、もう早いのは24年ぐらいから繰越事業でなりましたが、そこあたりの分はもうやっぱりこの分ももう、

いつも財政のときは32年がピークとか、そのようにおっしゃっていますので、やっぱりもうこの分あたりはそっちに返すというようなことに、もう29年度あたりからいくとですかね、この金は。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 本格的にこの道路事業等が始まったのが平成25年からというふうに聞いております。それによりまして、交付金の残りの40%については起債と、そのうちの交付税措置されない残りが30%ということでございますけれども、過疎債で借りておりますが、据置期間等がございますので、もう29年度頃からだんだんこの償還は始まってくるものかなというふうには考えております。詳細につきましては、また改めてお答えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 道路関係については、まだ質問がありますか。6番議員。

○6番議員（打越潤一君） もうこれでまとめます。

やっぱり地元から言いますと、率直に言うと、工事を早く、その7,000万円の財源がもうあと29、30年、2年間ですたいね。もうあとは2,000万円ずつになっていきますので、もうそこはできませんので、もうその間出来はしないかなというような分がございますので、財政的な分でそちらに回されるならば、回していただきたいというのが本音です。私の言いよるとは分かるですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 打越議員、そして地元の皆さまの要望は分かります。ということで、なるべく早くその工事を終えていただきたいということですが、その起債の償還の問題だけじゃなくて、やっぱりその交付金を積み立てておくというのは、将来的な起債の返還もですが、現在のそれぞれの社交金がパッケージが違って、そのパッケージごとなものですから、その社交金が付かないと事業が進めていけないということがありますので、その7,000万円を単独で充てればいいんですけども、やはり社交金を活用しながらじゃないと、町の財政には厳しいものがありますので、時間的なものは必要になるかも知れませんが、やはり社交金と、そういった起債の返還と合わせながら、そのほかのパッケージの分も持ってくるように努めてはいきたいと思っております。なるべく早くやりたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

それでは、1番目のちょっと取りまとめだけやっておきます。担当職員等の関係者の努力は認めるものの、地域に住む者としては、やっぱりどうなっているかを尋ねざるを得ませんというようなことです。今お尋ねしましたように、今回の質問の分は、いつになるのやら、財政状況の話が出ますと尻込みにならざるを得ませんが、

処分場立地との引き替えの分で地域振興対策の事業ですので、早急に対処していただきたいというようなことが素直な気持ちです。地震等での瓦礫搬入、企業誘致によるバンブーフロンティア建設、バンブーマテリアルの建設、先ほど町長がおっしゃいました、平成29年3月20日に起工式が予定されており、各議員さんにも案内状が来ていると思います。それと、本年11月の操業開始予定というようなことで、孟宗竹の搬入等で地域の現状も大きく変わっております。交通量も大きく増大しております。安全・安心な生活を営むためにも、県道と歩道の施設等の早期着工を望みますということで、一応1番目の取りまとめをしておきます。

○議長（酒見 喬君） 2番の質問入ります前に、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時22分

再開 午後3時28分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の番でしたので、これを続行してください。6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 新聞によると、文科省は29年度から幼稚園には周知徹底、幼稚園は30年度まで、2018年ですかね、小学校は32年度、中学校は33年度から全面実施するというようなことでありますが、この中には保育園は含まれるとですか。そこをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 今御指摘の幼稚園・保育園の英語の教育導入については、入っていないと考えております。今、学習指導要領で指摘されているのは、小学校・中学校については、新聞報道で記されているとおり、今議員のほうから言われたように計画しているところで、先ほど答弁がありましたように、町としましては2020年度の前倒しで、18年度から小学校については取り組みたいということで、前倒しをして、それに向けて取り組みを強化していくということで答弁をされているところだと思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 何か新聞によると、幼稚園で書いてあるですもんね。29年度から周知徹底、幼稚園ももう30年度から全面実施、小学校がもう30年で先行実施、32年から全面実施というようなことで書いてあります。それで、一応先般、長洲町のほうを研修させていただいて、本当小さいときから英語も話しとかんと、私たちのように大きくなってからは英語ば日本語に直して、そしてまた英語に直すというような、そこに英語・日本語・英語という、そこがやっぱり小さい園児

たちによると、もう英語から英語にぱっと行くもんだけんが、やっぱりそこが会話あたりも短くなるですたいね。やっぱりそこは早くから始めとかないと、たいぎや苦勞するとじゃなからうかと思つて、長洲の分を研修させていただいて、本当は今度は南関町に導入されるとは良いことだと思つます。本当やっぱり早い時期から、その意味がどうのこうのじゃなくて、リンゴはリンゴ、アップルとアップルというようなことで、もうぱつとお互いに会話できるか、そういうところがやっぱり幼児教育がそういうところから早く取り組まれるというようなことで、やっぱりこの新聞あたりを見ますと、本当はもう早くからしていかないとできないというようなタイムリミットがあるかなというようなことで、本当見に行つて良かったと思つます。また今度も、一応予算的に360万円も上げてありますので、私が一番心配というか、そこあたりを危惧しているのが、保育園・幼稚園でもやっぱり1・2年生、これを見ると3・4年で書いてあるごたるですもんね。だけん、やっぱり1・2年生がそれだけのせつかく幼稚園等で英語教育をしても、1・2年生あたりでもうしないならば、もうすぐ忘れてしまうというようなことだと思つます。それで、教育長のほうからも、朝自習を1週間に1回、先生と子どもたちも一緒にエンジョイしながらエンジョイイングリッシュか何かということでおっしゃいましたけど、やっぱりそこらあたりが大事かと思つます。

このモジュールと言いなはつたです。ちょっとそこらあたりを、課長ですかね、よろしくお願ひします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） モジュールについてのお尋ねですが、短時間で一つのまとまり、ユニットを作つて、テーマに沿つた単元構成ができている教材があるんですよ。この間もそのモジュールの中の30分構成ということで、年長さんでした。この間見ていただきましたように、0歳から2歳までは10分間の外国語活動、英語活動ですね。3歳児は15分、4歳児は20分、そして年長さんは30分というような単元構成でやられておるわけですけど、やっぱり小学校は小学校向けにそういうのが作られております、もう既に。玉名は玉名独特の、玉名学とさっき言いましたように、玉名市には六つの中学校があるものですから、ALTが6人おらるつですよ。その6人のALTさんで玉名独特の地方の自然や史跡観光等も取り入れながら教材を作つてあるわけです。けども、南関で1人しかALTはおりませんが、幸いに町中には英語の施設も来ておられますし、そういった方あたりの力も先々は考へたいなと思つているところですけど、そんなところも含めて、実は今、某教科書会社から、ここに100モジュール105という、105種類の歌ばかりを集めたものとか、あるいは世界の文化を集めたり、また動物や植物や魚やというような、

そんな一つのまとまりでそれを勉強できるコンテンツを作っておりますので、それを一つずつやっていくのを重ねて1時間分にするというので、15分を3回、これが3回を一つにするのがモジュール学習というふうに呼んでいます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 平成30年度から小学校の外国語先行を実施すると、小学校の中学年、3・4年で年間35時間の外国語活動を実施、高学年が5・6年には70時間の教科を導入するというようなことになっておりますが、今5・6年はもうこの1時間の45分の分はもう既に実施しよるということ、それを3・4年に前倒しするというようなことで、そういうことでよかったですかね。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） おっしゃったとおりでございます、今のところは5・6年生も英語という教科じゃありません。外国語活動をやっていると、もちろん勉強している内容は英語ですけど。その外国語活動が3・4年に、南関町では平成30年から、2018年から前倒しで始めるということです。ですから、そのときに5・6年生は2時間せんといかんけれども、時間割上はもう1時間しか取れんとですよ。今、1時間取れて満杯です、1週間の時間割がですね。ですから、あとの1時間を15分小刻みで朝自習を3回組み合わせたモジュールでもう1時間にすると、そういう教材がちゃんと教科書として作られていきますので、それを活用するということです。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） せっかく幼稚園からこういう取り入れを実施されるということでございますので、小学校との連携を取りながら、南関の保育園児・幼稚園児、小学生も遅れないようにやっていただきたいと思います。一応最後のまとめに行きます。

財政状況の厳しいさ理解できるが、地域の事情も分かってほしい。継続性を期待するという、これは1番目です。

外国語は、目まぐるしく変わる世界の中で取り残されないように、判断を誤らないように、早期に実施されることを期待するというので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、6番議員の質問は終了しました。

続いて、5番議員の質問を許します。

○5番議員（境田敏高君） こんにちは。5番議員の境田です。

今回は、先に通告してました予防介護・日常生活支援総合事業についてと、公共施設等総合管理計画の2点について質問します。

まず1点目、介護保険制度改定による予防訪問介護・予防通所介護の新総合事業は、今年4月から全市町村で移行されます。県内では山鹿市、宇城市、芦北町などが実施されております。厚生労働省は、この新総合事業について、介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成は変わらないと形式だけが変わるだけで、介護保険制度の枠内から外れないかのような説明をしております。町も同じような説明と思います。財源は確かにそのとおりかも知れませんが、この事業は介護保険の保険給付ではありません。要支援1・2を対象にした事業です。保険給付と事業の違いを理解しておくことが私は大事だと思います。

介護保険制度では、要介護、要支援認定を受ければ、保険給付を受ける権利が生まれます。町は保険給付を提供する義務を負います。しかし、事業は保険上の受給権はありません。先ほども言いましたが、財源は介護保険から出ていても、サービスを提供するかどうかは事業実施者である町の判断となります。また、基準は全国一律でなく、町が基準を定め予算内でサービスを提供することになります。要介護、要支援認定手続きを省略して、簡易なチェックリストを活用していくことが推奨されております。サービスは、利用時間、回数、期間に制限があります。サービスの提供は介護事業者に委託することになりますが、報酬の低さから、引き受ける事業者が少なくなるのではと危惧されております。

訪問型サービスでは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスが設けられております。緩和した基準のサービスA、ボランティアによるサービスB、専門職による短期集中予防のサービスCなどです。緩和した基準によるサービスAは、専門性を問わない無資格者も使用できることになっています。訪問サービスでは、一定の研修を受ければヘルパー資格なしで訪問サービスができますが、サービス低下が心配されます。さらに、サービスBは、NPOなど住民団体の支援実施者に補助金を町が出す方式です。

そこで、今年4月から介護保険制度を見直し、要支援1・2は各自自治体が行う新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行しますが、事業運営の取り組みと対策を尋ねます。

①今、介護施設では介護職員の不足が深刻化しています。そのような中で多様なサービスの対応をしなければならないと思いますが、取り組みと課題を尋ねます。
②この総合事業には、事業開始の前年度介護予防、訪問介護などの予防事業費の総額をベースとしております。また、町の75歳以上高齢者数の伸び率以下しか認めないという上限が設けられております。サービスは確保できるのか。
③総合事業とともに多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを町が支援するとして、生活支援体制整備事業が設けられました。ボランティアなどの生活支援の担い

手の育成、発掘や生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員ですけど、この配置も協議体の配置と対策を尋ねます。介護は、奥が深く難しいものです。分かりやすく説明を求めます。

次に、2点目の公共施設等総合管理計画についてですが、平成26年4月、地方公共団体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請し、策定指針をしました。今、どこの自治体でも公共施設等の老朽化対策が課題になっています。庁舎、学校、公営住宅、図書館、公民館等の公共施設は、通常30年で大規模改修、60年程度で廃止されます。これは箱物といわれているものです。厳しい財政状況の中、年々人口減少などにより公共施設などの利用が減少すると思われます。今後、住民が必要とされる施設の大規模改修に加え、更新も必要になります。当然、経費も大きく増えます。更新、統廃合、長寿命化を計画的に行い、財政負担を軽減するためにも、計画は早めに策定すべきではなかったのですか。平成27年度末、全国396市町村が策定済みです。このうち熊本県では、玉名市、和水町など、9市町村が策定済みです。平成28年度末まで全国の自治体で策定完了予定ですが、進捗状況を尋ねます。

この後の質問は自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒見 喬君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 5番境田議員の介護予防・日常生活支援総合事業についての御質問にお答えします。

介護保険事業につきましては、第6期老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「住み慣れた地域で、高齢者が生き生きと活動的に暮らせる町」を基本理念として、各施策に取り組んでいるところでございます。

そして、お尋ねの要支援の方の訪問型・通所型サービスに係る介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、町では平成29年4月から実施することといたしております。

先ず、①の「今、介護施設では介護職員の不足が深刻化している。このような中で多様なサービスの対応をしなければならないと思うが、取組みと課題を尋ねる。」につきましては、多様なサービスとして、町では国のガイドライン等に示されたサービスの中で、訪問型サービスにつきましては、従前相当のサービスと従前のサービスより緩和した基準によるサービスを、通所型サービスにつきましては、同じく従前相当のサービスと緩和した基準によるサービス、短期集中予防サービスを行うこととしております。現在、緩和した基準によるサービスを行う指定事業者の申請受け付けを行っているところでございます。

課題ということですが、今後、多様なサービスの提供を推進するためには、住民

主体による支援等が必要であると思いますので、地域の資源開発、人材確保、ネットワークの構築などに取り組んでいかなければならないとっております。

次に、②の「総合事業には上限が設けられているが、現行相当サービスは確保できるか。」につきましては、今回新たに始まる事業でありまして、町としましてもスムーズな移行に向け準備を進めているところでございます。

事業費としてのサービス確保ということかと思いますが、平成29年度予算におきましては、御提案いたしておりますし、それ以降も確保していかなければならないとっております。緩和した基準によるサービスAの利用や、窓口でのチェックリストの活用等による適切なサービスの提供に努めてまいります。

次に、③の「ボランティア等の生活支援の担い手の育成・発掘等や、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と協議体の設置対策を尋ねる。」につきましては、これも本年4月から取り組むこととしているところであります。

生活支援コーディネーターは、地域の資源やニーズの把握、サービスの担い手の養成やサービス開発等、資源の開発、関係者のネットワーク構築、地域のニーズと取り組みのマッチングなどのコーディネート業務を担うものとなっております。また、協議体は定期的な情報共有・連携及び共働による資源開発を推進するために設置するものでございます。

町では、介護保険事業特別会計の当初予算で、生活支援体制整備事業業務委託料として200万円を計上しておりますので、御承認いただきますようお願いいたします。

この事業への取り組みが、最初の御質問にありました多様なサービスとして、住民主体による支援、地域全体で多様な主体による新たなサービスの構築につながってくるものと思っております。

次に、大きな2つ目の質問、公共施設等総合管理計画について、「2014年4月策定方針が通知され、2016年度末までに全国の自治体で策定完了予定であるが、進捗状況を尋ねる。」との質問にお答えします。

議員御承知の通り、平成26年4月22日付けで、総務大臣から公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、総合管理計画の策定について要請が行われておりまして、それに従い、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針が策定されております。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中、今後人口減少等によって、公共施設等利用の需要が変化していくことが予想されることから、その状況を把握し、長期的な視点から、財務負担を軽減・平準化し、配置についての最適化を図ることが重要となっております。

このようなことから、公営住宅及び橋梁については、長寿命化計画を策定しており、道路については維持管理計画を策定しております。うから館につきましても、総合文化福祉センターとしていたときに長寿命化計画を策定しております。

また、役場庁舎の整備につきましては、議員も委員として御参加いただいておりますが、昨年、庁舎等建設委員会を立ち上げ、基本計画策定に向け、会合を重ねており、この中でも役場のみならず、公民館、集約すべき公共施設の整備及び管理についての検討を行うこととしております。

議員お尋ねの、公共施設等総合管理計画については、これまでお話をしました事柄等を基軸として主に記述することとなりますが、今年度、予算をいただきまして、現在策定に取り組んでおり、年度内には公表いたす予定としております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。

また、詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 境田議員の御質問にお答えいたします。

まず、総合事業の移行に関しましてですけれども、町のホームページ、そして広報紙の1月号・3月号に掲載をいたしましたところでございます。緩和した基準によるサービスを、サービスAとしておりますが、訪問型サービスAは、訪問介護員による介護予防を目的とした調理、洗濯、掃除等の家事、生活援助で、身体介助はございません。提供時間を45分とし、週2回を限度に行うサービスとしております。また、通所型サービスの短期集中予防サービスは、通所型サービスCとしておりますが、生活機能を改善するための運動器の機能向上や、栄養改善等のプログラムを3～6カ月程度の短期間で行うもので、現在の二次予防を移行するものでございます。これから始まる事業でありますので、現行相当のサービス、緩和したサービスAの利用者がどの程度になるかなど、また予測が難しいというふうに考えているところでございます。

サービスの確保につきましては、事業費の上限が設けられているようにですが、平成30年度以降につきましては、介護保険は3年ごとに事業計画を策定しておりますので、平成30年からの計画を29年度に策定いたします。この総合事業の見込み量や事業費につきましても、十分慎重に検討して対応していかなければならないと思います。

3の生活支援コーディネーターにつきましては、生活支援コーディネーター及び協議体設置事業設置要綱を定めまして、4月1日から施行することといたしております。先ほど予算も御説明いたしましたので、お願いしております。実施につきまし

ては、4月から社会福祉協議会に委託して行う予定としております。内容はコーディネーター1名を配置し、生活支援体制整備課題整理表の作成や、アンケートなどによる地域ニーズの把握と分析、協議体の立ち上げによる学習会の開催、新たに必要となる生活支援サービスの検討など、そういった業務委託を予定しているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

冒頭で言いましたが、本当に介護は奥が深くて非常に難しかったですよね。今、広報で知らせたと言われましたけど、読むんですけど、なかなか理解はできません。この問題は、問題といいますか、この質問ですね、総合事業に移る事業、質問は昨年12月ですね。これは井下議員もこの件について質問されております。一部重なるところもあると思いますが、再質問いたします。

来月から、要支援1・2の方々は新事業に移行されますが、今認定されている要支援1・2の方が総合事業に移行するんですかね、いつぺんに。それともやっぱり4月から、確か任期があったと思うとですよ、期限が。その認定された人から総合事業のほうに入ってくるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 移行の時期ということですが、今認定されている方は更新時に総合事業に移行すると、新規の方は4月以降の認定時に移行されるということになります。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今、要支援1・2の方は何名ほどおられますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 要支援1・2の方は、1月末ですけども、要支援1の方が83名、要支援2の方が105名で、計188名の方となっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今までは介護認定の手続きは、やはり町に来て申請をし、介護支援員さんが自宅まで来て一応調査が行われて、かかりつけの先生の意見書を添えて、介護認定審査会へ出されております。その結果を被保険者へ通知されておりました。認定を受けた人は、ケアプランの作成期間ですかね、これは居宅介護支援事業所に依頼します。今回の総合事業では、役場の窓口、多分役場の窓口だと思いますけど、相談することになりますけど、そこで今回、基本チェックリスト、これを活かすことが推奨されていると思いますけど、このチェックリスト、これはだいたいどのような内容のものですかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 基本チェックリストにつきましては、国の様式を使って行うこととしております。項目が25項目ありまして、一つが日常生活関連動作について5項目、そして二つ目が運動器の機能について5項目、そして3番目に低栄養状態かどうかについて2項目、それから口腔機能について3項目、閉じこもりについて2項目、認知症について3項目、うつについて5項目というふうに尋ねるものとなっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） すみません。今合わせるとどしこになるのですかね、急に計算しらんけんですね。ただ、これは専門家がチェックするのですかね。それとも、窓口の人の素人さんといいますか、それは失礼ですけど、福祉課の人たちがチェックするのですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 基本チェックリストにつきましては、専門家ということではありませんで、介護保険の窓口職員、それから地域包括支援センターの担当者で対応して判定するということになります。統一した窓口聴取用紙を活用して、チェックは対応者でばらつきが出ないようにということで工夫していきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 誰でもできると思ったら失礼ですけど、福祉課関係と思えますけど、やっぱりこういう問題は判断基準がちょっと見ると、さっき聞きますと、40なかつかな、項目、25ですか。25の中の内訳が、さっき認知症が3とか言われたっですね。20項目ぐらいあったら、私はもう少し基準を細かくしないと、結果に差が出てくるんじゃないかと思つとるとですよ。認知症の問題ですけど、専門家による高齢者の日常生活支援、自立が、例えば4あっても、この調査員は2とか、または2Bと判定されるそうです。その場合、やっぱり要介護1になる場合も出てきているそうです。特に認知症は、軽度でも配偶者や仕事をもつ家庭には大きな負担がかかります。もう疲弊されているところもあります。やっぱり今聞きますと、認知症は3項目しかなかというのは、ちょっと足らんとじゃなかろうかなと思って、これは認知症の項目については、私は町独自でよかから、もう少し項目を設けたらいいと思えますけど。それはもう私の要望ですから、よろしければなるだけ、特に認知症は力を入れてください。チェックリストでする場合ですね。

この要介護を必要と思われる人が窓口へ来たとき、要介護認定申請は受け付けず、チェックリストだけで町の総合事業に回せるんじゃないかと心配される方もおると

ですよね。この介護認定を受けない場合だけ、私は進めてもらいたいと思います。町としては、基本チェックリストだけでの総合事業に回すことは考えてないんです。そこをちょっとお願いします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） チェックリストだけでというのはちょっと分かりませんが、窓口で介護保険の利用を希望されるサービス等は、これまでどおり伺って対応いたします。これまでと同じで、申請が必要な方は受け付けますし、チェックリストの判定で対象になる方、訪問型・通所型のそういったサービスがチェックリストの判定で対象になる方は、認定を受けずに訪問型・通所型のサービスを受けられるようになるというふうになります。要支援の認定を受けなくても、事業の認定を受けられる事業の対象になるというふうに考えていただきたいというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 私が心配するとは、この基本チェックリストだけ受けた場合、認定で、この場合、住宅改修とか社会福祉用具とか貸与かな、こういうのが利用できないとうたってあるんですよね。ですから、なるだけなら要支援認定を受けように進めてください。その人たちができんなら基本リストを、今、福祉課長が言われましたから安心しましたが、今、介護支援の要支援1・2の方ですよ、先ほど基本チェックリストで受けた場合は、住宅改修なんかできるとなっておりますけど、この1・2の方の住宅支援とか、福祉用具とかを貸してやったり、購入とかされとるでしょう。あの人たちの利用度は今どのくらいになっとるとですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 利用度ということですが、先ほど議員さんが言われました住宅改修とか福祉用具のサービスが必要な方は、要介護・要支援の介護認定の申請をしていただくような形をとっていきますので、そういうサービスを希望される方は当然認定が必要になりますので、そういう方は申請をしていただく、そして判定を受けていただくという形で、これからも続けていくことにはなります。

それと、利用度ということですが、今、要支援認定の方の住宅改修につきましては、先ほど188名ほどと言いましたが、だいたい4割弱の方が利用されているというようなことでございます。特殊用具については、ちょっと持ち合わせていませんが、レンタルについては月で貸しておりますので、それが2割弱、18%ぐらいですかね、2割弱ぐらいの利用があっているというようなことでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5番議員（境田敏高君） 何度も言いますけど、もう基本チェックリストだけ受けて、ある始まったところは基本チェックリストかな、あれだけ進めて、要支援1・2のほうに今度1に行くでしょう、1・2が4月。そっちのほうに持って行って、要介護のほうに認定をもっていかないような指導をするところもあるような話も聞いたんですよ。しかし、南関町はそういうことをしないと今言われましたので、もう非常に安心しました。

今、介護認定を申請するという事は、これは非常に困っているから認定に来られるとですよ。判定まで、だいたい今まで1カ月ぐらいかかっただけですけど、判定結果と指定居宅介護支援事業ですね、これがだいたい申請して決まったら一覧表が来ますけど、だいたい事業所に本人が依頼するんですよ。しかし、これが中には役場がやってくれると思って、いつまでもそのまま通知が来ても利用しない人がいるということを知っていますよ。そういう人、いわゆる判定が来て、全然利用しないとか、人数とかは把握されとりますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 今申されたように理由で利用できていない方というのは、特に把握はいたしておりません。要支援の新規の方は地域包括で対応しておりますので、そういうのではないのではないかなとは思っています。ただ、もしそういうのがあるようでしたら、申請時に窓口で御説明を行っておりますけれども、利用手順とか、もっと今よりより分かりやすく説明をしていきたいと、そういうことがないようにしていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 申請時に詳しく説明してください。今度、小規模に行ったら、指定を受けて、何か半年ばかり使ってなかったということをちょっとお聞きしたものですから。

この基本チェックリストによる判定結果で納得しない場合、これは何か不服審査とかもう全然請求はできないと言われておりますけど、これは何か駄目になって、それから何か再審までの期間は設けてあるとですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 基本チェックリストに対する不服でございますか。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 不服審査ができないことになつとるとでしょう。審査を要求することはできない、いや、そう書いてあるとですよ。だけん、何か救済措置か何かあるのかなと思って、それが半年後ぐらいになってから、また申請せなるとかなと思って、ちょっとお伺いしました。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） ちょっと不服審査については、私はまだ存じ上げておりませんけれども、基本チェックリストは窓口でお聞きして、事業対象者として利用できる方を生活機能の衰えが見られる方というのをチェックリストで判定して、新しい今後緩和されたサービスとかを利用されるように、そういう方が利用できるようにするものですので、そういう利用をしたいと言われる方は、要支援ということはないですけど、介護認定の申請をされれば、特に基本チェックリストがどうのこうのとは思うんですけど。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） それで、非常に、何度も言いますけど、この介護は非常に簡単なごつして難しかったですよ。普通は、今までは要支援で認定の場合は町に出して今しよるですね、さっき冒頭で言うた。ケアさんが調査に来なはる。ただ、今度、基本チェックリストだけでした場合は、不服審査が請求もできないとうたってあるとですたい。それだけ心配しよったです。それで。何か救済措置のあるのかなということ尋ねたです。よかですよ。

今、訪問型サービスで、訪問介護事業者の多くの事業所が人手不足です。また、ホームヘルパーの高齢化など、今度は無資格者の導入が検討されております。無資格者には一定の研修を受ければよいようです。厚労省は3級、10年前は2級でいいよったですけど、これは3級かどうか、ちょっとこれは厚労省のホームページば調べたら3級で書いてありましたので間違いないと思いますけど、3級のヘルパー研修の5時間程度を想定しているそうです。いろいろ市町村を調べたら、自治体ではだいたい12時間から18時間程度の研修が多いようです。ある市では、テキストも作らず、6時間程度で事業者に委ねている市もあるそうです。この町の方針ですよ、今度、いわゆる無資格者を導入する場合、ある程度、いわゆる講習を受けさせるような方針といいますか、取り組み指導はそういうことはどう考えておられますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 無資格者の方のサービス導入というところでまずお答えいたしますけれども、今回4月から始めます町の緩和型サービスAでは、訪問型サービス従事者の資格要件といたしまして、現行と同じ要件、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者といたしておりますので、資格者のサービス導入は予定をしております。

お尋ねの導入についての町の方針はということですが、ヘルパーの研修も町では行っておりませんので、現在のところ、どのようにすることは検討は行って

おりません。今後の状況を見ながらということにはなろうかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） さっき緩和型サービスと言われましたけど、緩和型サービスの中には、確か無資格も使ってよかごつうたってあるとですよ。だけんちょっと質問したっです。ただ、今後、国は介護 1・2 でもこっちの事業に移そうかなという考えをもっとるとですよ。だから、今のうちにやっぱり資格ばもっとかんと、サービス低下にならんかなと思って心配しとる。やっぱり先ば打っていかんと、この介護サービスはころころころころ変わってきよるから、よければ、井下議員言いました、私言いましたげさっかヘルパー、ああいうヘルパーば取り入れるような指導も私はしてもらいたかです。よかなら、それも考えとってください。

この訪問型サービス B、これはボランティアによる住民主体の支援の受け皿となる団体、住民団体の支援実施者に補助を町が出すようなことをうたってありますけど、これは何か出すんですかね、補助か何かは。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 今回、訪問型サービス B、住民主体による支援というサービスの実施はございません。実施ということで、実施できるようになれば助成という形になると思っております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 今度は移行しますですね、4 月から、当分は今の事業所がこれまでと同じサービス、現行相当サービスが行われると思えますが、この新総合サービス、本当はサービス類がさっき言いました B とか C があって、これはいわゆる多様なサービスで、これはだいたい必須じゃなかつですよ。現行相当サービス、いわゆる何か言葉が役所言葉のごつして理解しにくいけど、今までどおりのサービスですたいね。これはさっき言いました要支援サービスをしている事業者がそのまま移行すると思えますが、これは平成 27 年かな、3 月 31 日までに介護予防訪問事業所、介護予防通所事業所の指定を受けた事業所に限となっておりますけど、町が関係する事業所、これは何業者ですかね。また、このうち何業者が今度移行しますね、そこは関わるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 現在、要支援の方が利用されている、現在の最新ですけれども、事業所は 21 事業所ほどということでございます。現行相当サービスの事業所指定は、議員が言われましたように、2015 年 3 月末までに指定を受けられている事業所はみなし指定ということで引き続きますし、その後の事業所につきましては、申請していただくということになります。関わる事業者ということで、利用

される方が出されますので、数はもちろん変わりますけれども、どこを利用されるかということで変わりますけれども、新しい緩和したサービスの指定の申請をどれだけ町のほうにさせていただくかということでも、また変わってまいります。現在のところですが、訪問介護のほうで6事業所、通所介護のほうで11事業所が指定の申請をさせていただいております。緩和型のサービスのですね。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今までは介護事業のサービス料とか報酬単価、利用料は決められておりましたけど、4月から総合事業はいろんなサービス内容とか、価格、利用者負担、これは町の裁量で決められるようになっておりますね、町独自で。これは今までどおりとあまり変わらんとですかね。

それと、今度これに関してはいろいろ利用されると思われそうです要支援1・2、その人たちにもいろいろ説明はされていると思いますけど、何か心配されるようなこととか、何かいろんな要望はなかったですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） サービスの単価とか、そういう部分だと思いますが、昨年の全員協議会のときにも事業の説明をさせていただきましたけれども、単価につきましては、訪問型・通所型とも、現行相当のサービス、今のサービスはこれまでどおりの単価でいくということでしております。緩和型のAは、訪問型では身体介護がなくて、自立支援を目的にしたもので、提供時間も45分ということでしたしておりますので、内容や時間も変わります。単価は、現行の80%にしているということで御説明をいたしましたかと思えます。近隣も同程度の単価の設定になっていると思っております。

あと、移行に際してということですが、導入に際しまして、事業所の説明会を8月に行いまして、特に単価につきましても御意見等はなかったかと思えます。また、利用料は従来どおりの割合で1割、所得の高い方は2割というようなことに、同じ取り扱いとしております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） あまり変わらんとおっしゃいましたが、やっぱり2割カット、そしてその分、時間が短かかと言われましたけど、やっぱり預かる人は今までよりせんならでけんですよ。現行相当サービスと言われながら、今度は単価の切り下げは今からはもうしないようにしてください。今、町内の介護施設は、27年度報酬改定で大きな報酬減になりました、特に小規模事業者はですね。これ以上報酬減になれば、要支援者の受け入れを敬遠され、経営悪化になり、閉鎖、撤退などの事態になれば大変です。昨年の7月26日、これは障がい者施設で悲惨な事件があ

りました。19名の方が亡くなられ、26名の方がケガをされております。これは日本犯罪史上稀に見る被害者が多かった事件です。この施設では全員の方がだいたい障がい者でしたが、身体の不自由な方もおられました。いつ介護施設でこういうのが起こるか分かりません。特に高齢者も多いです。安全確保対策として、不審者対策、災害対策、緊急連絡対策などの指導、また援助といえますか、そういう取り組みはどのようにされておりますか。また、されようと思われませんか、ちょっとお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 安全確保ということでございますが、先ほど御説明いたしました当初予算、平成29年度の当初予算のほうで、中は申し上げませんでした。既存高齢者施設等の防犯対策強化事業補助金を計上いたしているところでございます。この事業は、昨年、議員が申されましたように、障がい者施設においての事件が発生したということから、社会福祉施設等での安全確保に努めるために、施設等の防犯対策を目的とした施設整備の国の補助事業が行われますので、それに南関町では5つの事業所が採択を受けております。中身は対象の事業としては、フェンスとか、それから110番の直結非常通報装置とか、カメラ付きインターフォンとかが対象にはなっております。本町では、5つの事業所が採択をされて、29年度に実施をされると、事業をされるというところで予算を計上させていただいております。また、地域密着型施設の避難訓練等には、職員も参加いたしまして、緊急連絡体制などの点検を行ってもらったりしているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 小規模事業所は非常に、さっき言いましたように、27年、大幅な報酬減になって厳しかつてすよね。なかなか自分の事業所で金を出してするのは厳しかつてすけど、今言われました防犯体制かな、これを県のほうから下りた。これはもう各事業者施設に早めにお知らせをしておいてください。

今まで町が運営していた延寿荘は、このとき具合が悪いから迎えに来てと、熱が出たからすぐ迎えに来てと、例えばまた迎えに来て、今日はちょっと具合の悪かけん駄目ですよと、引き受けは無理ですよと、よく断られたと聞きます。私も何度か相談された。小規模事業者は、先ほど言いましたが、厳しい中において、具合が悪いからときこそ利用してもらい、かかりつけ医者に送迎までされる場所があります。この施設では今後も介護サービス、保険サービスの内容が変わってきますが、このスタンスは変えないと言っておられます。また、違う小規模事業所でもしっかりした下肢筋力アップのための体操のトレーニング、栄養管理、身体のお世話を実施されております。その成果、要支援度も軽くなったり、維持されております。

先ほど言いました緊急防災ですけど、先ほど小さいところはちょっと厳しかですけど、今この小さい事業所でも一生懸命されるところはありますよ。こういうところは何か把握されておりますか。もし把握されとるならいいですけど、ここにもこういうところが何か支援ばやるべきだと私は思うとですよ。本当は重くなると報酬は大きくなりますけど。軽くなると報酬が少なくなるですよ。それでも小規模の方々は一生懸命、介護度が上がらんために努力してありますよ。そういうところで私は防犯対策のごつして、こういうのも何か協力するあれがないのかなと思って、ちょっとお伺いしました。どうですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 把握というところにつきましては、担当者レベルではそういった事業所に対して中身を把握しているということがあるかも知れませんが、そういった小規模事業所の方はしっかりやっただいていて、もちろん思っておりますし、把握というわけではありませんけれども、事業者として適切にサービスの提供を行っていただいているというふうには思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） いろんな小規模事業所がおりますので、一生懸命、何度も言いますけど頑張っておられますから、そういうところはなるべく顔を出して、よかならいろんな指導もしてください。

以前、私は町長に、介護事業所に町の職員さんの出向を言うたことがありますよ。そのときはまったく考えていないと云われておりました。私は手伝いも兼ねてどうですかと、なぜそう言ったかという、今こうやって一生懸命、小規模はされとるから、そういうところに行って手伝いをするならということで、私は言ったんですよ。考えていないと言われていましたけど、期限付きで職員の資質向上のためにも必要かなとも思われております。やっぱり民間の介護施設は、先ほど言いましたが、人も足らないのに一生懸命になってやっておられます。私はこの介護の原点は、福祉の原点は私はここにあるんじゃないかと思つとですよ。研修が駄目なら、さっき言うた何らかの手助けを行ったらどうですかと、私は言いたかったですよ。事業所とともに取り組む心構えも私は必要じゃなかかと思つて、私は何度でも言いよるとですよ。職員さんを出せと言うんじゃないかですけど、こういうところをお手伝いやるような考えはございませんか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 私も町内いろいろ回ることがございまして、その小規模事業所で、やはり通所者の方の元気になるような取り組みということで一生懸命されていることも何箇所か存じております。そういったことで、やっぱり町の職員も、やは

りここに、今言われましたとおり、職員の資質の向上、これは私の冒頭の施政方針の中でも申し上げましたけれども、そういったものにつながってくるということであれば、その出向とか長い期間の研修は恐らく無理だと思います。しかしながら、そういった職員が一人一人が介護に携わって、そのことが資質の向上につながるということであれば、研修というか、そういった形のお手伝いは十分検討する必要はあるんじゃないかなと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 是非お伝えして、福祉の現状を特に見てもらいたいと思います。こういう事業所が撤退しないように、よくよく考えて取り組んでもらいたいです。

②の質問に移ります。今度の総合事業の財源構成は、国が25%、県が12.5、町が12.5、保険料が50%になっています。これは先ほど冒頭で言いましたが、何かこの事業には上限が付けられております。予算も上がっていますね、ちょっともう忘れたですけど、上限の額はいくらになっとったですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 上限の額ということですが、移行の初年度ということで、29年度が移行の初年度ということで、事業費の見込みが難しいところではございますけれども、予算作成時点での29年度の見込みで、上限が特例上限というのがありまして、6,160万円ほどと見ております。ちなみに、町の総合事業の予算、今回29年度上げている額が6,043万8,000円ほどということですので、それで先ほど確保ができていたということで申し上げたこととございます。更新時に総合事業のほうに、訪問型と通所型が移行しますので、どれくらい移行があるかなど、事業費の見込みが難しく、29年度におきましては双方とも多めには組んでいるところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） この上限の今、計算しにくかと言われましたけど、これは介護事業開始の前年度ですたいね、予防給付と介護予防事業費の総額に75歳以上の伸び率を掛けたのが上限になつとるとですよね。75歳の後期高齢者の伸び率ですよ、年間だいたい3~5%緩和されております。予防給付では、だいたい全国平均で5~6%、自然で増えていくといわれとるですよね。ですから、実質的には要支援者に対する事業費を年間3%抑えていくようなこととなります。これでは私は安心した事業にならないと思いますけど、今後の75歳以上の伸び率ですよ、これが大きくなると上限がずっと減ってしまうけん、減ってしまえば上限はないですけど、人間が増えるともうだいたい決まっとりますから、手出しになってしまうとで

すよね。ですから、この75歳が非常にここでポイントと思いますけど、伸び率ですよね、だいたい5年間ぐらいでよかけん、だいたい75歳の伸び率はどのくらいを見ておられますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 5年間ということですけども、総合事業では毎年、年ごとに変動が75歳以上の人口ですね、変動があるということですので、直近3年間の平均の伸び率を使うということになっていてございます。介護保険の計画は3年ごとに見直しますので、伸び率の推計につきましては平成27年度に第6期の事業計画を作りましたけれども、そのときの推計値を使って3年間の推計をいたしますと、29年度、来年度ですけども、0.9977という割合で一応切ると、少なくなるということで、30年度で0.9896、これも落ちると、少し減ると見込んでおります。31年度も0.9864ということで、75歳以上の方の3年間の平均の事項は少し落ちていく、微減するという推計で、当時第6期を作ったときの推計ではなっております。そのように推計をしているということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今、伸び率を聞きましたけど、やっぱり3～4の間をいったら、全然まだまだ大丈夫だと思いますけど、ただこの総合事業はいろいろまた変わるかも知れません。先ほど言いましたが、総合事業は予算が決まっております、だいたい上限がですね。予算範囲内でオーバーしたら、その時点はサービスは終わるのではないかなと心配しとるとですよ。必要にオーバーしたら一般会計からも補填して、先ほど言いました、上限があるからといってサービス低下にならないように、利用者の今のサービス現状を守ってください。利用者の負担を増やすか、町が負担を補うのか、これから大きな問題になってくることを私は指摘しておきます。

○議長（酒見 喬君） 質問の途中ですが、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時36分

再開 午後4時43分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中でしたので、これを続行してください。5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ③の質問に移ります。この生活支援サービス、これはサービスコーディネーターかな、これの配置になっておりますけど、これは今、高齢化が進む中、進む地域ではなかなか人の世話とかできにくい現状があります。病気とともに生活を送っている要支援者も多数おられます。相談も専門職であるヘルパー

さんは欠かせない現状です。簡単にこれは住民ボランティアができるかですよ。これは無償となるので、もっと厳しいものがありますけど、今対応されている住民団体のボランティア、その団体は今いくつだったかな。それと、よろしければ、そういう団体さんに何か担い手になってくれとか、そういう要望は出されておりますか。2点、お願いします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 今、対応している住民ボランティア団体がどれくらいかということですが、社会福祉協議会のほうでボランティア協議会をつくっておられます。そちらのほうに確認いたしました。現在、社協に登録されたボランティア団体は15団体で、生活支援サービスを対応している団体というのはございません。それぞれの立場で高齢者の支援を行っている、慶弔活動とか施設訪問などを行われているということでございます。担い手としての取り組みと養成とかいう部分ですが、担い手として生活支援サービスの担い手としてお願いしているということはありませんけれども、社協のほうでは事業やイベント等に手伝いをいただいていますし、先ほど申しましたが、老人クラブではシルバーボランティアの養成、シルバーヘルパーの養成など、それぞれの個々の立場で取り組んでいただいているというふうに思います。町でも元気づくりクラブのリーダー養成とか、そういったのがありますし、認知症サポーターの養成も引き続き行っております。今後は最初に申し上げましたように、生活支援整備体制事業、そういうのを通しまして、担い手づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 是非そういうところは力を入れてください。これは確か生活支援サービスコーディネーターは、もう何か来年の3月まで設置義務が決まったようなことを言われておりますけど、町はどうされておりますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 29年4月から、その事業に取り組むということで予算を要求させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

今日の新聞かな、こういう勉強会があるからと新聞に載ったですもんね。各市町村から120人かな、介護の勉強を学んだと書いてありましたけど、先ほど福祉課長と話したら、3名ぐらい南関町から行かれたということで、非常に取り組みが素晴らしいなと思いました。是非そういう講習、いろいろ勉強会とか、どしどし職員さんをやってください。

平成27年5月、医療保険制度改革関連法で自治体は保険組合、健康保険組合、健康づくりを後押しする仕組みが取られております。厚労省は医者いらずの人を増やそうと、健康づくり支援を強化するため、平成28年度以降、自治体などが主催する健康教室への参加者らにポイントを付与する仕組みの拡充を関連法で明確にされております。以前、私もポイント制は言うたことがあるとですよ。ひとり暮らしに手伝いをしたらポイントをもらって、そういうのを前、町長、どうですかと言ったら、まだみんなが、そのときは協力者が増えてお手伝いをさせていただいて、自分たちの生活が成り立つということであれば必要が出てくる時期じゃないかと述べられております。今度、この関連法もできておりますので、それに絡めてポイント制を何か考えておられませんか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今、現時点でのポイント制というのは考えておりませんが、29年度から生活支援コーディネーター、これは名前も地域支え合い推進員という、そういった方を配置しますし、そういった方が組織になる。そして、介護保険の事業計画も29年度にそういったものを取り組んでいきます。そういった中でいろんな皆さんの考え方も出てきますので、そういったいろんな組み合わせの中で、皆さんがそういったものも是非そのポイント制あたりについても出していただきたいなど、そういった意見交換、必要に応じてそういったものを出していただく中で、そういったものが盛り上がってくるとするならば、考える必要があるんじゃないかなと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） せっかく今度関連法で明確化されておりますから、こういう事業があるなら、こういうのは利用してポイント制をつくったらどうかなと思って言ったんです。今、ボランティアとかいろんな新たな担い手をつくり出すのは本当に大変だと思います。しかし、福祉課長なんか、やっぱり準備期間が2年ありましたが、今一生懸命、話を聞きよと取り組んでおられます。良い方向に行っていると思いますけど、行くようにまた努力してください。本当に福祉は大変です。しかし、役場の一番の目的は福祉向上ですから、先ほど言いましたが大変だと思いますけど、住民の立場で考えてやってください。これで1番目の質問は終わります。

2番目の公共施設等総合管理計画に移ります。この公共施設総合管理計画は、冒頭で言いましたけど、総務大臣から策定通知が26年4月に出されております。また同時に、策定方針も示されております。27年8月ですかね、総務大臣の通知がなされ、28年1月、市町村の担当課長が行われたようなことをお聞きしておりますけど、このように全国各地で説明会が行われております。必要性和計画性の早期

策定の重要について説明されておりますけど、これは町から参加されたんですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 28年1月とされておりますが、28年2月4日に担当課長会議が開かれておりまして、そちらのほうに課長が出席をいたしております。会議は1月に都道府県の財政担当課長会議が行われて、それからその後、市町村の担当課長会議でお話をされているということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） この計画は総務省のあれで見ると、今年の3月まで出すようになっております。今お聞きしますと、まだ今策定段階とか言われましたけど、私の個人としての考えは、何か遅れているんじゃないかなと思いますけど、一生懸命といえますか、精査しすぎて遅れたんですかね。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） コンサルタントに委託をしております、まだ工期が到来しておりませんので、今最終的な詰めということで抑えているところです。今現在、素案等につきましては上がってきておりますが、まだ策定までは至っていないということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） それは早めにしたが、私はいいと思いますけどね。精査しすぎじゃなかったっですかね。この公共施設、これは町民の共有財産ですよ。また、公共施設は私も学校なんか特に地域の核といいますけど、これは地域の核です。同じ町で暮らす者同士がお互いに認識し、理解し合うための大切な施設です。町長、この公共施設についてどのような認識をお持ちですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 議員、今おっしゃられましたとおり、町民すべての方の財産でありますし、私たちが共有する施設でありますので、行政が勝手にそういった形ですることじゃなくて、やっぱり住民の皆さんの理解と御協力の中で、そういった利用、管理もしていくべきだと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） この統廃合計画、これは住民、議会などの理解、納得がなければ、実効性は得られないんですね。それにやっぱり計画の策定段階、事業の段階において、議会や住民の十分な情報提供などを行うことが不可欠と、総務省のホームページにも書いてあるとですよ。一緒に町を発展させていくためには、やっぱり住民の声を私は聞くべきだと思います。また、議会の声も聞いて、一緒につくるべきではないかと思つとるとですよ。これはならばもう話は聞かないとですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） この公共施設等の総合管理計画につきましては、町が勝手に計画を作っているわけではございません。総合計画策定の目的にもあるように、今後の公共施設等の需要の変化に対応できるように、また財政負担を軽減、平準化するために、それぞれの部署から意見を聞いて策定をしているところでございます。町の総合振興計画を上位計画として、それぞれの維持管理計画や長寿命化計画などを踏まえて、将来的な変化に対応できるように検討をいたしているというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 実際に公共施設の統廃合を行う場合、やはり議会、住民の合意の上行うよう、私は強く要請しておきます。これはやっぱり地域おこしですよ。地方創生の私は一環だと思っております。今、なぜこの公共施設の統廃合が必要かといいますと、やはり先ほど総務課長も言われましたけど、町長が言われたですか、公共施設の老朽化、もう一つは自治体の財政悪化ですよ。もう一つは住民のニーズの変化です。人口減少しているものですから、利用回数が減ったり、住民のニーズの変化で、この3つの案といいますか、3つの要因があると思います。だから、今早めに統廃合をして、計画を作れと言われておりますけど、この公共施設の中に道路、橋梁などのインフラ施設、この廃止は基本的には難しいです。なぜならば、自治体にはすべての住民に対して、生活に必要なインフラ施設をネットワークとして供給することが義務付けられているからです。庁舎、学校、町営住宅、町集会所、うから館などは、よく言われます箱物があります。この箱物を、南関町の箱物の数は今どのようになっておりますかね。結構多かと思えますから、よかならば確か10年計画ですから、さっき言いましたが、だいたい30年で大改修とかせなんけん、20年以上経過したつば、よかならいくつあるか、公共施設で。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 今策定中の総合計画の素案の中にリストアップがされておまして、現在、箱物、棟数でいいますと、188棟でございます。築後20年を経過しているものが133棟あるということになっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 結構やっぱり多かですね。この公共施設等総合管理計画で公共施設の全体の維持管理とか経費、財源の見込みはもう今策定中と言われますけど、だいたい概算は出とるとですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 公共施設等の全部の更新費用を総務省が示しております公

共施設等更新費用試算ソフトというもので算定しましたところ、今後40年間で446億7,000万円必要であるとの結果が出ております。これを1年当たりいたしますと、11億2,000万円かかる見込みとなっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今、446億円と言われたですかね。結構やっぱりあれですね。この維持管理ですよ、今またこれから経費がかかると思われる一つに、私はずから館があると思います。うから館に関しては、橋永副議長は平成23年の議会の一般質問で、うから館の今後の10年間の管理費等の計画で、建屋、設備機器の町の負担が予想されることについて質問されとります。また、今の酒見議長も、これは平成20年9月、一般質問において、うから館の現状と課題で、この先、この施設の維持管理、または利用をどのように考えているとか尋ねておられます。また、25年6月も酒見議長はうから館の経営がもたらす町への財政問題、指定管理制度も質問されております。新たな指定管理者になって今3年目になりました。来月から確か4年目に入りますけど、今、毎年、指定管理料で1,450万円払っております。30万円以上やったですかね、備品、建物も全部町が負担することになっておりますけど、この指定管理になって、3年間のいわゆる経費だけでよかです、30万円以上の。その経費の持ち出しはいくらになつとるんですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 指定管理になりました後、平成26年度からになります、26年度が南の関うから館費として、指定管理料を含めますが、2,767万8,000円となっております。それから、次年度、27年度ですが、2,746万6,000円でございます。これも指定管理料を含んでおります。それから、今年度ですけども、まだ締めておりませんが、負担行為等から見ますと1,892万円となっております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 毎年、2,700万円、2,700万円、今度は28年が1,800万円ですけど、まだ後々には出てくるとですよ。屋根改修とかいろいろですね。これも早めに、先ほど言いました、橋永副議長も心配されとるです。だけ、早めにこういうのは計画を立てて、みんなと考えてしたが、私はよかと思って言いよるとですよ。今、それだけ2,700万円、800万円出よるですけど、今、うから館はさっきの説明で、28年度の入湯税、あれは1,400万円ぐらい入ったですね。多分、セキアと二つと思いますけど、うから館のほうはどのくらい入つとるとですか、3年間のほうで。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（赤木二三也君） お答えいたします。

26年度が605万3,900円、27年度が625万1,850円、28年度がもう締めておまして596万800円で、3年間の合計で1,826万6,550円になっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 結構、入湯税も減っていますが、もう全然追いつかんですもんね。そここのところも今後よく、大きな考える課題と思います。今、建物を言いましたけど、うから館を言いましたけど、インフラ、いわゆる公共施設等のインフラと、公共施設等については、また26年12月かな、一般質問で鶴地議員が道路、橋梁、公共施設等の維持管理について、町内施設の老朽化程度点検、保守、長寿命化計画の実施状況を問われております。また、南関高校関係は酒見議長が24年9月、南関高校の閉校後の計画、また鶴地議員も27年12月、南関高校跡地の活用について、また平成28年の9月議会では杉村議員が南関高校跡地利用とコンパクトシティを尋ねられておられます。早くから、先ほど何度も言いますが、問題提起といいますか、課題提供をされております。ここにいる議員さんも同じ気持ちですよ。ですから、私は計画から声を聞かないでいいですかと、先ほどから言っておるんですよ。よろしければ、計画の段階でも、また早めに声を聞いてもらいたいです。そういう気持ちはありますか。気持ちというと失礼ですけど、計画はありますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 議員の今のお尋ねの趣旨というか、よく分かりません。何の計画について、その個々にしたいのか、それとも町としては、今、うから館等につきましても、当初から出来ておりました総合文化福祉センターとして建設されて、これまでの流れもありますけれども、そういったこの経緯もあって、確かにもう当初の計画段階の役割は果たしたんじゃないかなと、私は思っております。職員間、総務課とか財政も含めたところでは、この後のこういった形で町が持っていくべきなのか、それとも民間に売却すると、そういったことも含めて、今回の指定管理の期間の中で話をしようかという、そういった打ち合わせはしております。そういったことで、議員の皆さんも同じような考え方を持っておられると思いますので、今回の公共施設等の管理計画で入れるじゃなく、個々のそういった南関高校の問題、それと町全体の集約すべき施設の問題とを含めて、今回の計画に間に合わせるじゃなく、いろんな期間がありますので、うから館を一つ取れば、指定管理の期間がありますので、そういった中でしっかりとそれを取り組んでいきたいと思っておりますので、それは議会の皆さんにもしっかりと相談して、一つ一つを検討していきたいと思いま

す。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） いや、今度の総合計画は指定管理も確か入っとるとですよ、問題もですね。だから聞いたっです。今、指定管理も言いましたけど、今確か指定管理は2施設かな、町で。今後、指定管理の計画は何かございますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 現在、うから館とふるさとセンターの二つですけれども、今回新しいふるさと応援団のその後に、加工品開発センターというのを建設しますけれども、それは町が建設しますけれども、その後は運営につきましては、恐らく指定管理が一番有効な活用ができるんじゃないかなと思っておりますので、そういったことをまた相談はしますけれども、もしも可能であれば、指定管理で進めていければと思っています。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 今の公共施設の統廃合計画は、今あるとば10年後、20年後ば計画せれて言うてあるけん、その中に指定管理が入っとるけん、今の物産館はちょっとて思っとるとですよ。この計画は先ほど言いました議会、住民の参加の重要性を言いましたが、もう一つ、やっぱり各地でいろいろ研修とか、先行事例とかされたと思いますけど、その点はどうかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 研修等を行ったかという御質問だったかと思いますが、他市町の事例は拝見いたしておりますけれども、研修までは行っていないと、ホームページ等で見させてもらっているというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） この公共施設、今言われます、これは先ほど言いました共有施設ですけど、住民の方々は利用するときだけ許可申請とかされるだけで、何かあまり自分たちのものじゃないと思われている方は少ないと思うとですよ。やはり今から、住民の方も共有資産としての理解がなければ、今後こういう施設の再編、統廃合はスムーズにいかないと思います。先ほど、何度も言いますけど、この公共施設統廃合は、地域おこし、やっぱり地方創生の一環ですよ。これは総合戦略の中の基本目標であります、これを人の流れ、結婚、子育て、それと地域づくりの4点があります。この一つの中の地域づくりはコンパクトシティと、周辺等のネットワーク形成促進がうたってあります。ネットワークは我が町でも大牟田、玉名と定住自立圏の協定をしています。拠点づくりは、今、町長の諮問機関であります庁舎建設委員会が設けてあります。これは町長のまちづくりコンパクトシティ構想だと思

いますけど、どうですか。そう思われて、今度もされとると思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今回のコンパクトシティ構想につきましては、やはり公共施設の管理運営、そういったものもすべて含めたところでの計画になります。そして、住民の皆さんのいろんな思いも含めた、そういったまちづくりの拠点とすることとしておりますので、コンパクトシティは今回の町がどうなるか、この南関の将来がどうなるかということまで、そういった大きな問題であると考えておりますので、議会、そして住民の皆さんにもいろんな意見を伺いながら、そういった計画を進めていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 地方創生の重要施策は新たな広域連携とコンパクトシティ構想ですよ。公共施設の統廃合、再編成の計画は、やっぱり地方創生総合戦略と指定管理制度なども見極めて、私は対処していくべきだと思います。その点からも、やっぱり議会、住民とともに問題意識を共有し、推し進めるべきだと思います。

まとめに入ります。平成12年から始まりました介護保険制度のスローガンは、介護の社会化でした。みんなで助け合うことでした。介護されている人、してい人は、これで解放されると思われた方も多くいます。しかし、介護殺人、介護心中、介護離職、介護難民が後を絶ちません。介護施設は人手不足と、介護を取り巻く現状は厳しいものです。このような中で、新総合事業への移行です。必要なサービスを行うことには変わりはないと思いますが、サービスの低下、利用料の負担、保険料を値上げしない、介護施設へのしわ寄せがないよう、町は配慮してください。

2 番目に質問しました公共施設等総合管理計画では、この公共施設は町民の共有財産であると認識を持って、私は計画をするべきです。同じ、これは町で暮らす者同士、お互い認識し、理解し合い、一緒に町を発展させていくためには、住民の声を聞かなければなりません。また、公共施設は地域の核です。議会の声、住民の声を聞いて、一緒につくるべきです。これこそが私は住民参加のまちづくり、地方創生だと思っております。それを申し上げまして、今回の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、5 番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） これで、本日の日程はすべて終了しました。

来週の13日、月曜日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。

起立、礼、お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後5時11分